

川崎市高齢者・障害児者福祉施設
再編整備基本計画・第1次実施計画

平成30（2018）年3月
川崎市

【目次】

第1章 計画策定の目的と位置づけ	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の位置付け	4
3. 計画期間	5
4. 対象施設	7
第2章 川崎市における高齢者・障害児者福祉施設を取り巻く状況	8
1. 高齢者及び障害児者の状況	8
2. 本市を取り巻く社会経済情勢の変化	19
3. 国の動向等	22
第3章 高齢者・障害児者福祉施設の概要と整備状況	29
1. 高齢者・障害児者福祉施設全体の整備状況	29
2. 各施設の概要、整備状況及び課題	30
第4章 アンケート調査の結果	45
1. 高齢者実態調査(平成28(2016)年度)	45
2. 障害のある方の生活ニーズ調査(平成28(2016)年度)	48
3. 経営改善支援事業アンケート調査	52
4. 法人意向調査	55
第5章 再編整備に向けた基本的な考え方(基本計画)	58
1. 施設の老朽化への対応	58
2. 公設施設の再編整備	63
3. 民設施設の再編整備	75
4. 新たな課題・ニーズへの対応	86
5. 計画的・段階的な再編	89

第6章 高齢者・障害児者福祉施設再編整備第1次実施計画	90
1. 施設ごとの方向性、取組の考え方	90
2. 市有地の活用による再編整備	100
3. 民設施設の再編整備	103
4. 再編整備後の施設類型別の施設数	108
5. 進管理	109

第1章 計画策定の目的と位置づけ

1. 計画策定の背景と目的

(1) 施設整備の経過

川崎市では、昭和40年代からの高度経済成長や人口増加、政令指定都市移行等の市の発展に合わせて、市民生活を支えるため多くの公共施設を整備してきました。

健康福祉局においては、高齢者や障害児者の増加に対応するため、高齢者・障害児者福祉施設の整備を計画的に行ってきました。

また、その際、施設用地として活用可能な土地に限りがあることから、法人の運営面を考慮し、国通知等を踏まえた上で市有地を無償貸与するなど、市有地を積極的に活用しながら、施設整備を図ってきました。

(2) 施設の老朽化

現在、こうした施設の多くは、公設・民設とも整備から数十年が経過し、老朽化が進行しています。今後、老朽化に伴う建替えや、大規模修繕の時期を迎えますが、建替え等に当たっては、多額の費用が必要となるほか、その多くが敷地内や近隣に建替え用地を確保できない状況にあります。

また、特別養護老人ホーム、障害者支援施設、障害者グループホーム等は高齢者や障害者の方々の生活の場であり、その他の施設についても、多くの方が日々利用している実態に鑑みれば、サービス提供を中断して建替え等を行うことが困難なことや、仮設施設の整備による建替えは、費用面・土地の確保の面から非効率なことから、建替えと移転を一体的に行うなど、サービスを継続しながら施設を更新するための方策が必要となります。

(3) 福祉ニーズの変化

こうした状況の中、近年、少子高齢化のさらなる進展など社会情勢の変化を背景として、福祉ニーズが量的に増大するとともに、質的にも多様化・複雑化しており、それに対応した施設機能が求められています。

限りある施設を効率的・効果的に活用するためには、福祉ニーズの変化に対応し、移転・建替えと合わせた利用定員の増員や施設機能の集約・再編等を行っていくことが求められています。

(4) 民間サービスの広がりと支援

しかしながら、厳しい財政状況の中、施設の老朽化、福祉ニーズの増大、多様化・複雑化に対応して、すべての施設サービスを行政が主体として提供していくことは困難な状況にあります。

一方、民間における類似のサービスの増加や充実により、市が設置・運営する意義が薄れてきている施設もあります。

民間によって質の高いサービスを安定的に提供することが可能となっている公設施設については、民設化するなど民間活力の活用を含めたあり方を検討することが必要です。

同時に、民間主体でも必要なサービスが安定的かつ、着実に提供されるよう、民間施設の整備にかかる支援のあり方を再構築するとともに、介護報酬の改定による影響や、都市部における介護人材確保等の課題により施設を運営する社会福祉法人の経営が厳しい状況にあることから、安定的・継続的に質の高いサービスを提供できるよう経営改善に向けた取組に対する支援のあり方についても検討していくことが必要となっています。

(5) 計画の目的

施設の老朽化や福祉ニーズの変化への対応が求められる中、これらの取組を進める上では、対象となる施設数が多く、また、段階的に更新・移転等を行っていくこととなるため、長期間にわたって計画的に対策を講じていくことが必要となります。

また、すでに市内の高齢者・障害児者福祉施設の多くが民間によって運営されていることを踏まえ、サービス提供の継続や建替え資金の確保等において、市と運営法人が中長期的な視点で考え方を共有し、協調しながら計画的に取り組んでいくことが求められます。

このようなことから、高齢者・障害児者福祉施設を取り巻く状況や、国が進める社会福祉法人制度改革の動向、運営法人や利用者等からの意見も踏まえつつ、厳しい財政状況の中で限られた財源と資産を有効に活用しながら、福祉ニーズの変化に対応して、将来にわたって高齢者・障害児者福祉施設を安定的に維持運営していくことを目的に、中長期的な視点から再編整備の基本的な考え方を定める基本計画と、施設ごとの方向性、及び今後10年間に着手する施設や実施年度、移転先や再編方法等を定める実施計画を策定するものです。

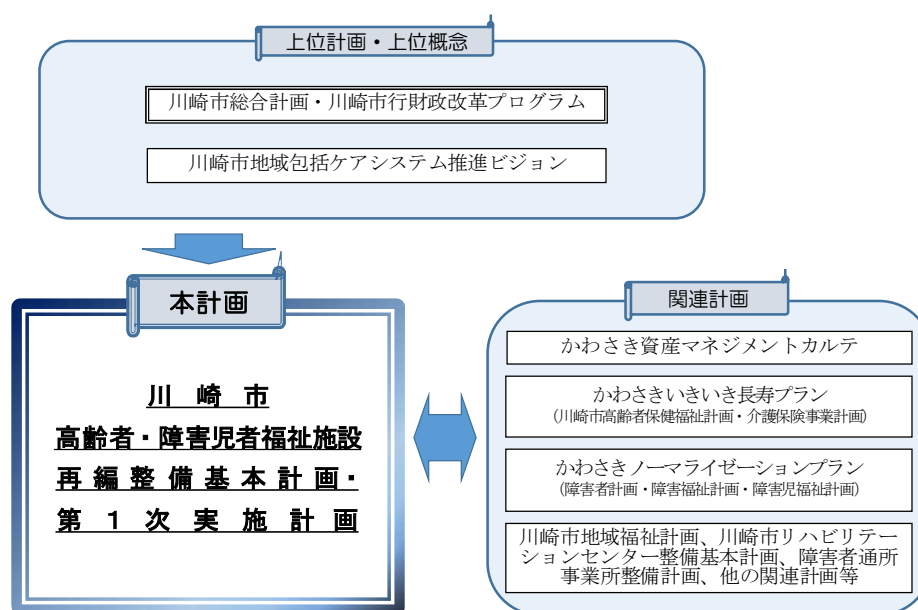
2. 計画の位置付け

○ この計画は、財政状況が厳しい環境のもと、時代の変化に対応しつつ持続可能な福祉サービスを提供していくために、再編整備の基本的な方向性として、平成29（2017）年3月に策定した「高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本方針」に基づき、今後の高齢者・障害児者福祉施設について、効率的・効果的かつ計画的に再編するために策定するものです。

○ 「川崎市総合計画」の『高齢者福祉サービスの充実』、『障害福祉サービスの充実』及び「川崎市行財政改革プログラム」の『公設福祉施設の管理運営手法の在り方の検討』に位置付けられ、それぞれの計画を上位計画とするとともに、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を上位概念として位置付けています。

また、「かわさき資産マネジメントカルテ」をはじめ、「かわさきいきいき長寿プラン」、「かわさきノーマライゼーションプラン」、「川崎市地域福祉計画」、「川崎市リハビリテーションセンター整備基本計画」、「障害者通所事業所整備計画」等、関連するほかの計画との整合性を確保しながら、横断的連携を図っていきます。

体系図



3. 計画期間

(1) 高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画

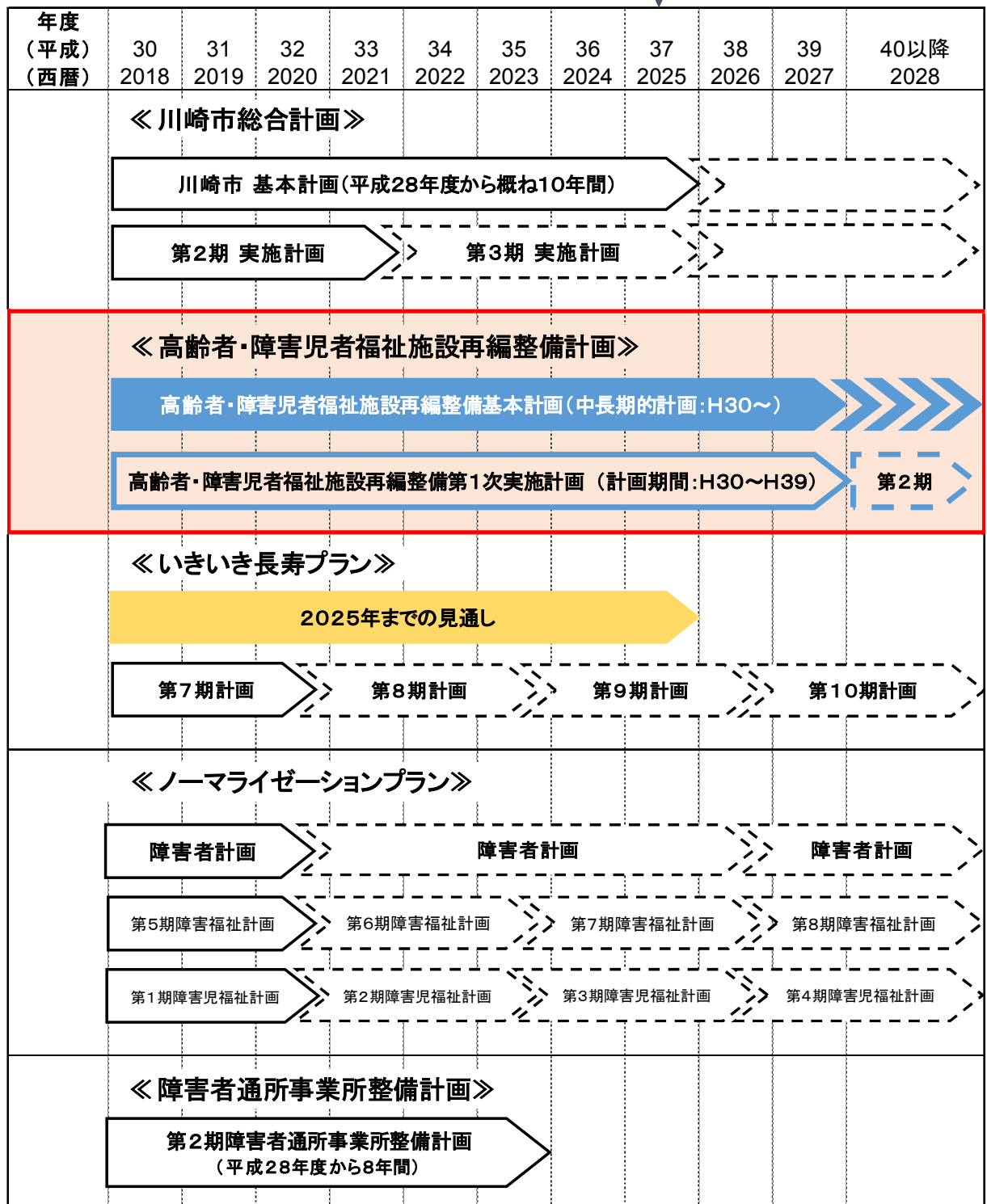
- 再編整備の基本的な考え方を定める基本計画については、施設の耐用年数が数十年に及ぶことから、今後さらに進展する高齢化（団塊の世代が後期高齢者となる平成37（2025）年や老年人口が50.4万人（総人口比35.5%）となる平成72（2060）年）の状況、現行施設の更新時期などの将来を見据えた長期的な計画とします。
- なお、長期的な見通しが必要である一方で、現時点で10年以上先の社会経済情勢を予測することは困難であることから、計画期間は定めず、高齢者・障害児者を取り巻く制度変更や、社会経済情勢の変化等に応じて必要な見直しを行います。

(2) 高齢者・障害児者福祉施設再編整備第1次実施計画

- 再編整備に着手する施設や実施年度、移転先や再編手法等を定める実施計画については、対象施設が多く、段階的に再編整備を行っていく必要があることや、施設運営の中心となる社会福祉法人において、平成29（2017）年4月の社会福祉法改正により、国から5年（合理的な理由がある場合最長10年）を計画期間とする社会福祉充実計画の策定が求められていることを考慮して、平成30（2018）年から平成39（2027）年までを計画期間とし、その後10年周期で実施計画を策定します。
- なお、計画期間内であっても、今後の国の高齢者・障害児者施策の動向や、社会経済情勢の変化等、必要に応じてこの計画を見直す場合があります。

【計画の期間】

団塊世代が75歳以上に



4. 対象施設

- この計画の対象は、健康福祉局が所管する高齢者・障害児者が入所・通所する公設の福祉施設46施設（老人福祉センター及び老人いきいの家を除く）のほか社会福祉法人等が運営する同様の民間施設696施設とします。

【平成29年4月1日現在】

	施設類型	公設施設 (直営施設)	定員数	延床面積	民設施設 (公有地)	総施設数
高齢者施設	特別養護老人ホーム	8	537	30,155.26㎡	45(20)	53
	養護老人ホーム	1	140	5,067.37㎡	1(1)	2
	老人デイサービスセンター	4	133	2,414㎡	292	296
	小計	13		37,636.63㎡	338(21)	351
障害児者施設	障害者支援施設	3	190	14,117.58㎡	2(2)	5
	障害者通所施設(※1)	11	343	6,413.71㎡	49(33)	60
	障害者通所施設(※2)	5(2)	175	2,798.83㎡	40	45
	障害者地域生活支援センター	2	—	956.68㎡	5	7
	障害児入所施設	1	50	2,147.86㎡	1(1)	2
	療育センター	3	240	7,730.4㎡	1(1)	4
	身体障害者福祉会館	4	—	3,115.79㎡	0	4
	視覚・聴覚障害者情報文化センター	2	—	961.27㎡	0	2
	障害者グループホーム 福祉ホーム	2	26	1,506.6㎡	260	262
	小計	33		39,748.72㎡	358(37)	391
合計		46(2)		77,385.35㎡	696(58)	742

- 障害者通所施設(※1)は、生活介護を提供する施設（一部例外あり）。
- 障害者通所施設(※2)は、就労移行支援、就労継続支援のみを提供する施設。

第2章 川崎市における高齢者・障害児者福祉施設を取り巻く状況

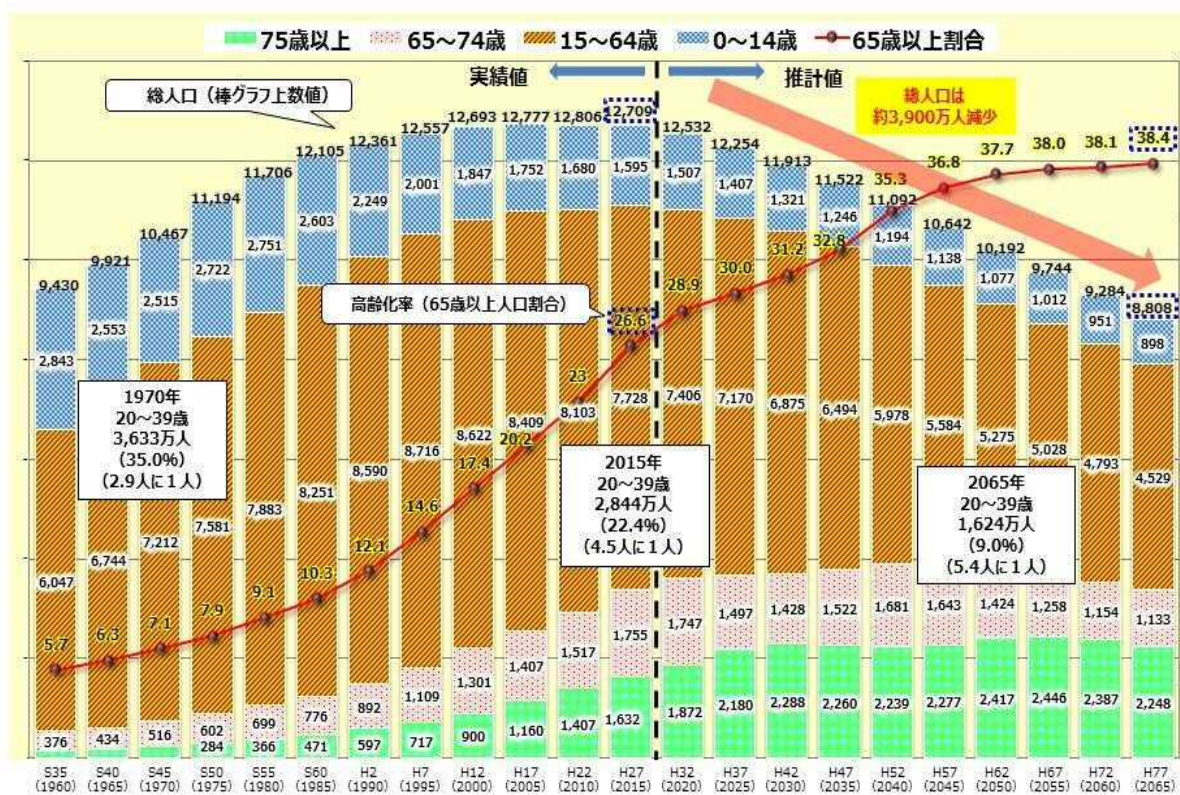
1. 高齢者及び障害児者の状況

(1) 人口推計（高齢化の状況）

- 日本の総人口は、少子高齢化の一層の進展により、平成22（2010）年をピークに減少に転じています。また、平成77（2065）年には、8,808万人と約3,900万人減少し、高齢化率で見ればおよそ27%から38%へ上昇します。

日本の将来人口・年齢別人口の推計

我が国の総人口は、平成77(2065)年には、8,808万人と約3,900万人減少し、高齢化率で見ればおよそ27%から38%へと上昇する。



資料：2015年までは総務省「国勢調査」、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年4月推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果から作成

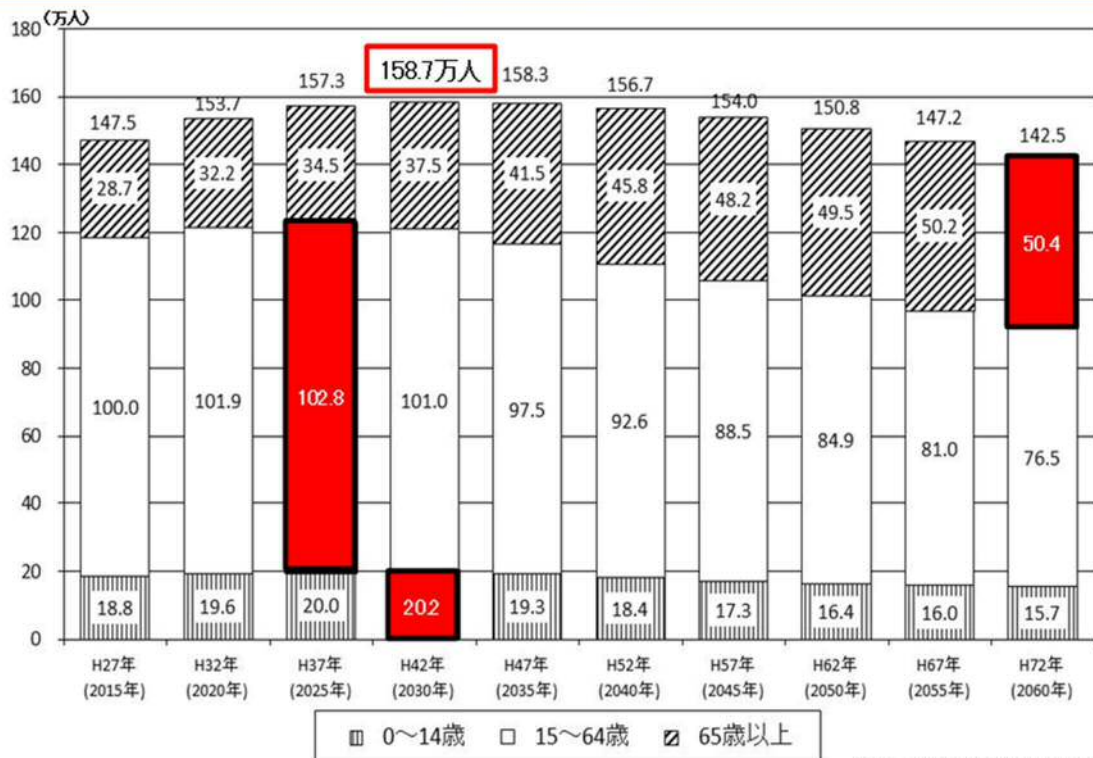
○ 一方、川崎市においては、ピークとなる平成42（2030）年の約158.7万人まで増加を続け、その後減少していくことが見込まれています。

○ しかしながら、こうした人口増加期においても、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）は平成37（2025）年の102.8万人をピークに減少していくことが見込まれる一方で、高齢人口（65歳以上）は増加を続け、平成32（2020）年には32.2万人、高齢化率20.9%の超高齢社会に突入し、さらにその後も高齢人口及び高齢化率は上昇を続け、平成72（2060）年には、それぞれ50.4万人、35.3%に達すると見込まれています。

川崎市の将来人口推計

本市は、少子高齢化がさらに進行し、平成42（2030）年をピークとして人口減少へ転換する。

川崎市の将来人口推計



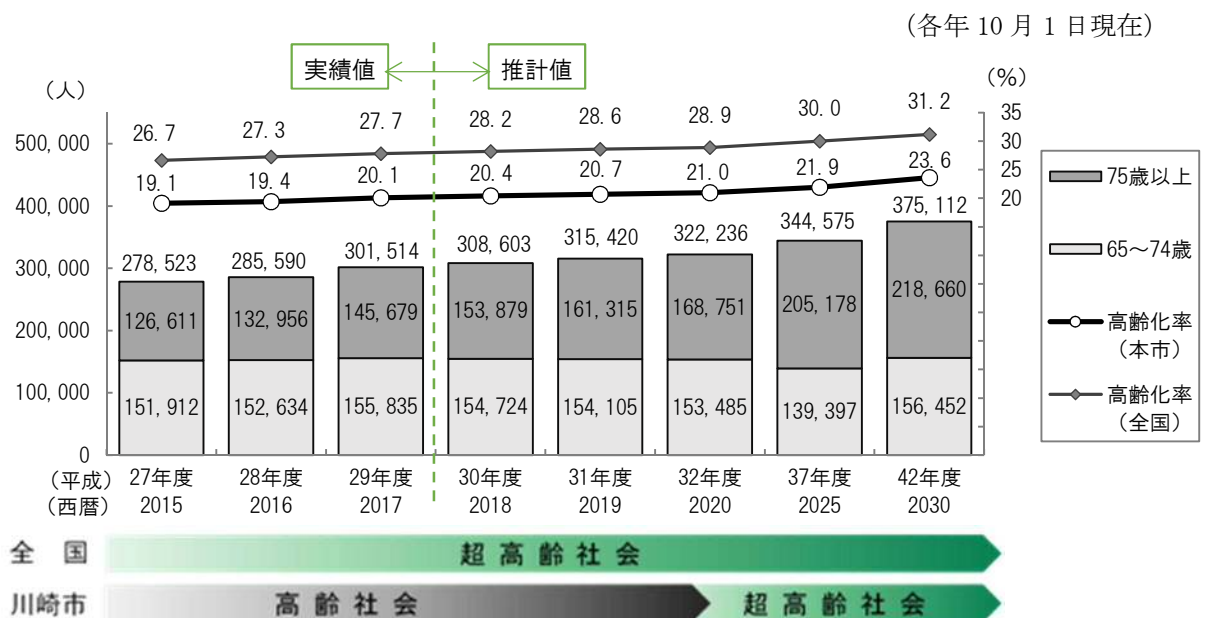
（２）高齢者の状況

① 高齢者の増加

○ 本市の高齢者人口は、年々増加を続け、平成 29（2017）年 10 月 1 日時点で 30.2 万人を超え、市の人口の約 5 人に 1 人が高齢者となっています。

○ 今後、平成 31（2019）年度には、後期高齢者の数が前期高齢者の数を上回り、平成 32（2020）年度中には、高齢者人口が 32 万人を超え、高齢化率は 21％に達する見込みで、本市においても「超高齢社会」が到来します。さらに、平成 37（2025）年度には、高齢者人口が 34 万人を超える見込みです。

【本市の高齢者人口の推移】



※平成 27、28 年度の高齢者人口については、住民基本台帳を基本に集計しています。

※平成 29 年度の人口は、総務省が公表した平成 27 年度国勢調査人口を基数として推計しています。

※平成 30 年度以降の人口は、本市総務企画局が平成 29 年 5 月に公表した「川崎市総合計画第 2 期実施計画の策定に向けた将来人口推計について」からの推計または抜粋を行っています。

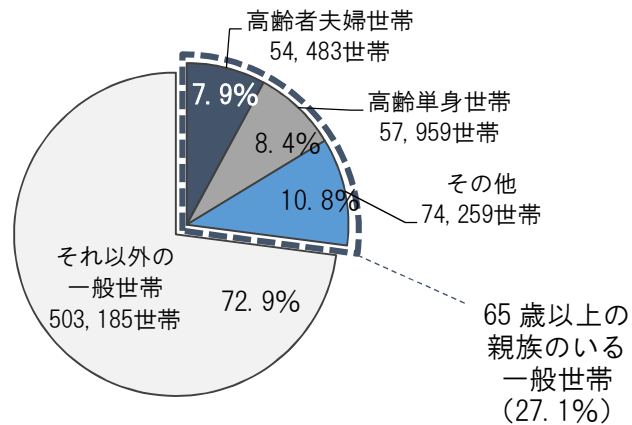
※全国の高齢化率は、平成 27～29 年は「人口推計」（総務省）の確定値、平成 30 年以降は、「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）から引用しています。

※65～74 歳を前期高齢者、75 歳以上を後期高齢者といいます。

② 高齢者世帯の状況

- 一般世帯のうち、約3割に高齢者がいます。

【本市の高齢者の親族のいる一般世帯】

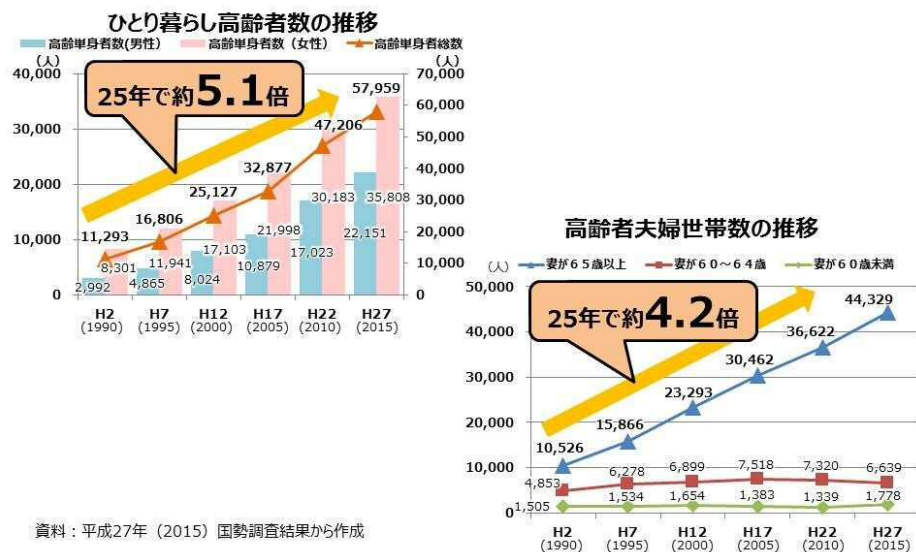


※平成28年度川崎市高齢者実態調査より引用。

- 平成27(2015)年時点では、市の高齢者の約5人に1人がひとり暮らし（全国は17.7%、約6人に1人）となっています。

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯数の推移（市）

高齢者人口が増加するなか、本市のひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯も増加しており、今後、ひとり暮らし高齢者の生活支援や「老老介護」などへの支援が必要となる。



- 高齢者人口が増加する中、本市のひとり暮らし高齢者や夫婦のみ世帯も増加しており、今後、ひとり暮らし高齢者の生活支援や「老老介護」などの支援が必要となってきます。

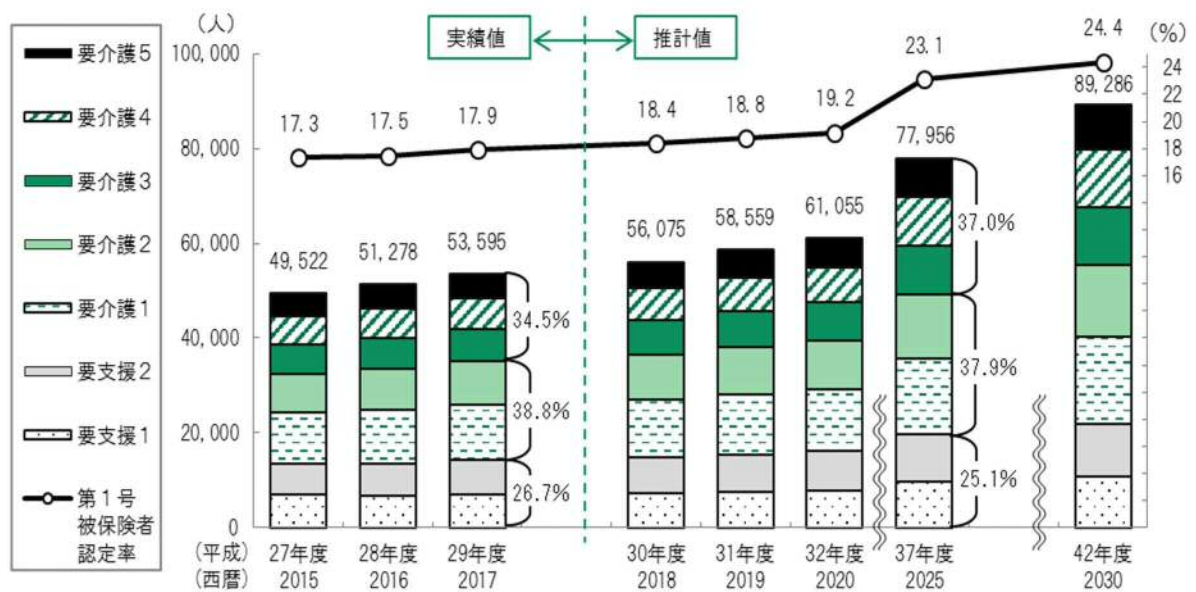
③ 要介護・要支援高齢者

- 本市の要介護・要支援認定者数は、年々増加を続け、平成 29（2017）年 10 月 1 日時点では、5.3 万人を超え、市の高齢者の約 6 人に 1 人が要介護・要支援認定を受けています。

今後、平成 32（2020）年度には 6.1 万人を超え、さらに、平成 37（2025）年度には、平成 29（2017）年度時点の約 1.5 倍にあたる 7.7 万人を超えると想定しています。

【本市の要介護・要支援認定者数の推移】

（各年 10 月 1 日、単位：人）

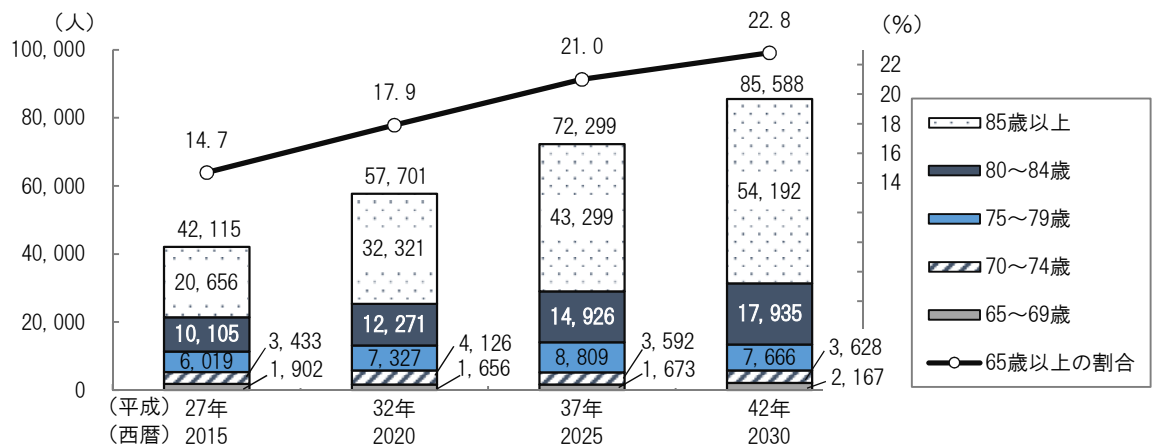


※要介護・要支援認定者数には、40 歳以上 64 歳以下の医療保険加入の方（第 2 号被保険者）を含みます。
 ※平成 30 年度以降は、本市健康福祉局の自然体推計です。

④ 認知症高齢者

本市の認知症高齢者数は、平成27（2015）年に4.2万人を超え、市の高齢者の約7人に1人が認知症であると推計しています。今後増加を続け、平成42（2030）年には、約8.6万人まで増加すると想定しています。

【本市の認知症高齢者数の推移】



※資料：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学二宮教授）から作成しています。

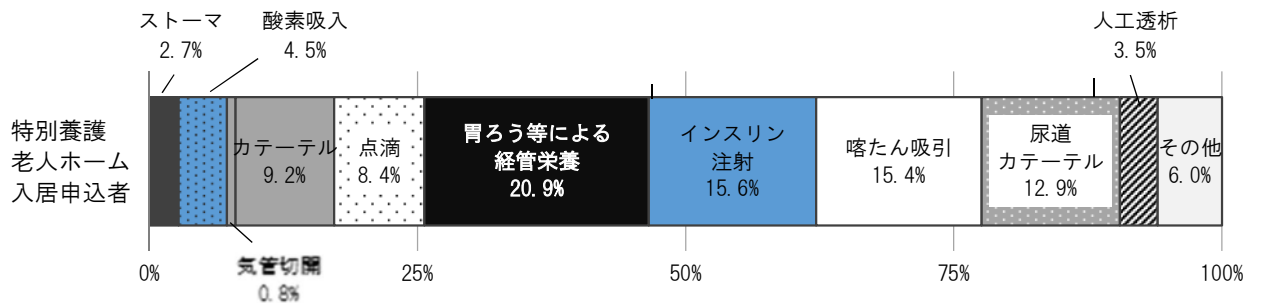
※平成32年以降の推計は、平成27年国勢調査をベースに、本市総務企画局が平成29年5月に公表した「川崎市総合計画第2期実施計画の策定に向けた将来人口推計について」に、認知症有病率を乗じて推計。認知症有病率に軽度認知障害（MCI）は含まれません。

⑤ 医療重度者の状況

高齢化等に伴い、医療的ケアが必要な高齢者が増えています。

特別養護老人ホームを整備するに当たっては、胃ろう、経管栄養、喀たん吸引等の医療的ケアが必要な要介護高齢者を受け入れること、または設置運営法人の選考時に評価することを条件とした整備が必要です。

【特別養護老人ホーム入居申込者に必要な医療的ケア】



※平成 28 年度川崎市高齢者施設調査より引用

(3) 障害者の状況

① 障害者の増加

本市の人口は、障害者自立支援法が施行された平成18(2006)年4月1日現在では1,332,035人でしたが、平成29(2017)年4月1日現在では1,496,035人と、この間の増加率は12.3%となっています。

一方、平成18(2006)年4月1日から平成29(2017)年4月1日までの各障害者手帳所持者数の推移をみると、身体障害では32.9%、知的障害では73.2%、精神障害では157.2%と伸びており、いずれも人口増加率を大きく上回っています。

【人口と各障害者手帳所持者数の推移】

単位：人

区分	平成18年	平成29年	増加率
川崎市人口	1,332,035	1,496,035	12.3%
身体障害	27,667	36,761	32.9%
知的障害	5,483	9,499	73.2%
精神障害	4,330	11,135	157.2%
計	37,480	57,395	53.1%

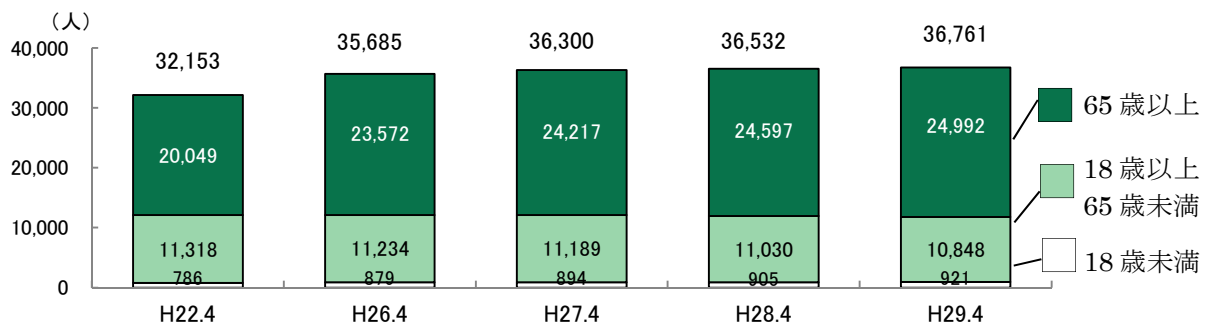
※各年4月1日現在

※身体障害・知的障害は健康福祉局障害福祉課調べ

※知的障害は、判定のみ受けて療育手帳を所持していない方も含む

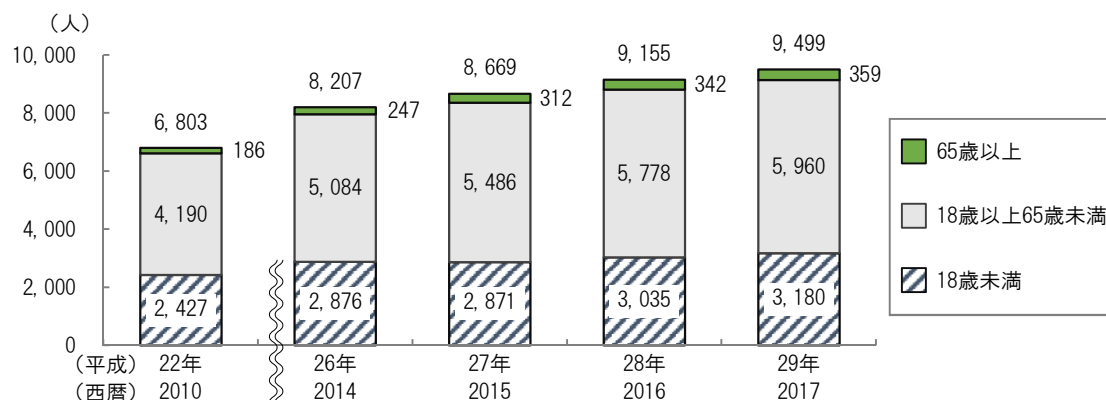
※精神障害は健康福祉局精神保健福祉センター調べ

【本市の身体障害児・者数の推移（年齢階層別）の推移】



※各年4月1日現在、健康福祉局障害福祉課調べ

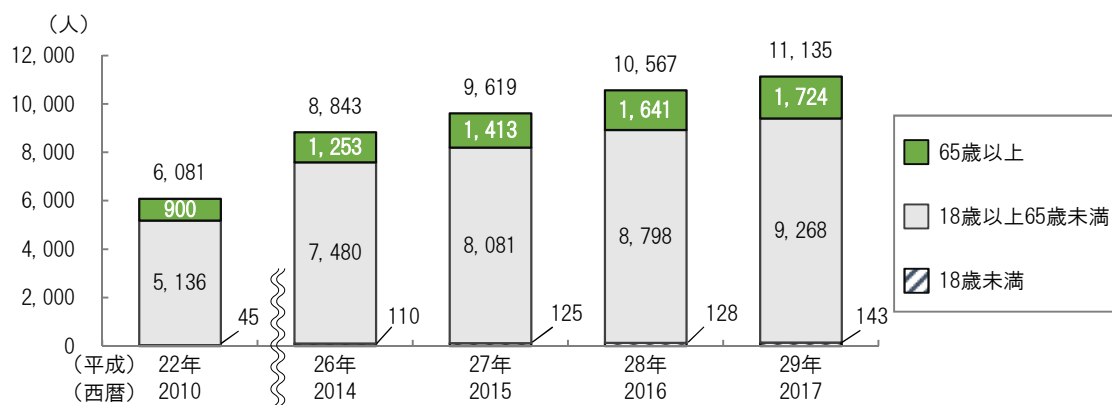
【本市の知的障害児・者数（療育手帳所持者数）の推移】



※各年4月1日時点、健康福祉局障害福祉課調べ

※知的障害は、判定のみ受けて療育手帳を所持していない方も含みます。

【本市の精神障害児・者数（精神障害者保健福祉手帳所持者数）の推移】



※各年4月1日時点、健康福祉局精神保健福祉センター調べ

② 障害者の高齢化等

障害者自身の高齢化と、高齢化に伴い要介護状態となって障害者手帳を取得する方が増加しています。

平成29（2017）年の時点で、本市の身体障害児・者の約3分の2が65歳以上の高齢者であり、知的や精神障害者も高齢者の割合が増加傾向にあります。

また、医療的ケアなど、加齢に伴う重度化・重複化への対応が求められています。

【各障害者手帳所持者数の年齢別内訳〔平成29（2017）年4月1日現在〕】

障害者総数 57,395人（人口の約4%）

うち18歳未満 約7%
 うち18歳以上65歳未満 約46%
 うち65歳以上 約47%

身体障害児（者）
36,761人

知的障害児（者）
9,499人

精神障害者
11,135人

	65歳未満 359人(3.8%)	65歳未満 1,724人(15.5%)
65歳以上 24,992人(68.0%)	18歳～64歳 5,960人(62.7%)	18歳～64歳 9,268人(83.2%)
18歳～64歳 10,848人(29.5%)		
18歳未満 921人(2.5%)	18歳未満 3,180人(33.5%)	18歳未満 143人(1.3%)

③ 障害者の多様化

平成23（2011）年8月の障害者基本法の改正により、障害者の定義が、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」とされたことにより、障害の範囲が拡大し、障害者手帳の交付を受けていない、何らかの支援が必要な方が増えています。

支援が必要な方として、発達障害や高次脳機能障害のある方、特定医療費（指定難病）医療給付受給者や小児慢性特定疾患医療給付受給者など難病の方も相当数いると考えられます。

また、障害の範囲が拡大することにより、そのニーズも多様化しており、ニーズに対応した支援を行うことが求められています。

2. 本市を取り巻く社会経済情勢の変化

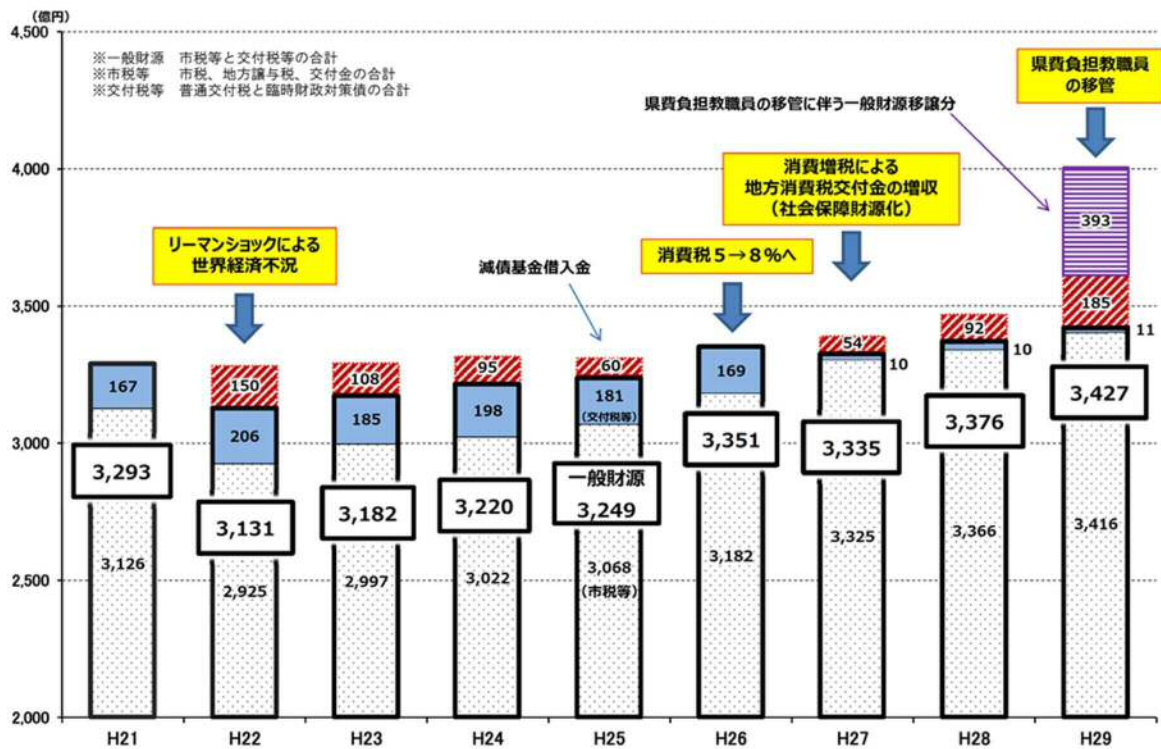
(1) 財政状況の変化

近年の社会経済情勢のもとで本市では、市税収入は堅調に推移しているものの、ひとり暮らし高齢者の増加などによる医療・介護需要への対応、自立した地域生活に向けたきめ細やかな障害者施策の推進、共働き世帯の増加などに伴う保育ニーズへの対応、防災・減災対策、都市機能の充実等により、財政需要は増加し続けています。一方で、国全体では、地方一般財源総額が確保される中でも、本市においては消費税率の引上げの延期、ふるさと納税の影響による個人市民税の減収、法人市民税の国税化等、税制改正などの影響を大きく受けており、直面する行政課題に対応するための地方税財政制度上の措置が十分ではないことから、一般財源総額の大きな増加は見込まれない状況となっています。

平成28（2016）年3月に現行の「今後の財政運営の基本的な考え方」を策定し、「収支フレーム」を持続可能な行財政基盤の構築に向けた指針と位置付けて財政運営を行ってきましたが、策定からこれまでの間の本市を取り巻く環境は大きく変化し、新たな行政課題への対応によって財政需要がさらに拡大していることから、施策調整の取組とともに、事務事業の見直し、日常的な業務改善・改革の実践による事務の効率化など、行財政改革の取組を着実に進める必要があります。

また、近い将来には、本市においても少子高齢化のさらなる進展と人口減少への転換、生産年齢人口の減少が想定されていることから、義務的経費の比率が高い本市の財政状況は今後、極めて厳しい状況になることが見込まれます。

【近年の一般財源の状況】



【義務的経費の予算額と当初予算に占める割合の推移】

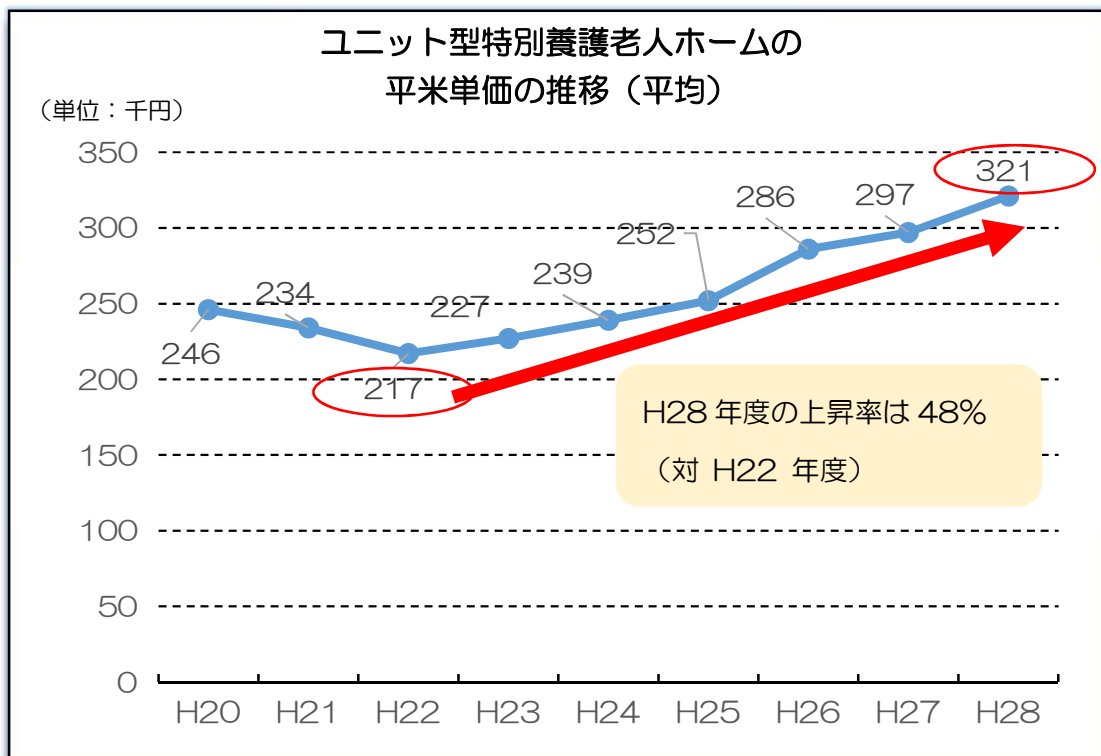


(2) 建設費の高騰

近年、首都圏を中心に建設需要が高い傾向にあることから、施設建設費についても高騰傾向が続いています。

独立行政法人福祉医療機構の「平成28年度福祉・医療施設の建設について」では、首都圏(東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県)における「ユニット型特別養護老人ホーム」の建設費(平米単価)は、平成22(2010)年度の217千円から、平成28(2016)年度には321千円と、48%上昇しています。

施設建設費については、引き続き高騰が見込まれており、施設整備を取り巻く環境は厳しい状況となっています。



福祉医療機構「平成28年度福祉・医療施設の建設について」より作成

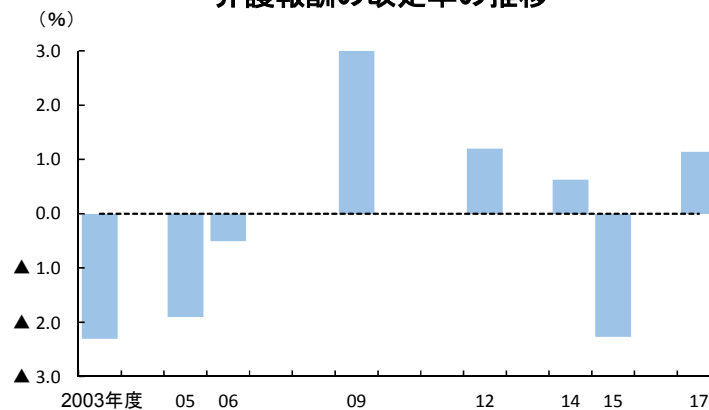
3. 国の動向等

(1) 給付費の状況

① 介護報酬改定の推移

改定時期	主な変更点	改定率
2003年度改定	■施設サービスの適正化等 ◇施設サービスの質の向上と適正化 ・施設の収支差を勘案し、施設サービス費を適正化 ◇自立支援を指向する在宅サービスの評価 ・訪問介護における生活援助の適正化、及び個別に実施するリハビリへの加算等	▲2.3%
2005年度改定 (2005年10月施行)	■在宅と施設サービスの公平性確保等 ◇居住費・食費に関連する介護報酬の見直し	▲1.9%
2006年度改定	■自立支援と在宅介護の促進等 ◇介護予防、リハビリテーションの推進 ・予防給付を出来高払から月単位の包括払へ変更等 ◇中重度者への支援強化 ・訪問介護や訪問看護における重度者向けの対応への加算等	▲0.5%
2009年度改定	■介護従事者の処遇改善等 ◇介護従事者の人材確保・処遇改善 ・介護従事者の専門性や勤務年数等への加算	+3.0%
2012年度改定	■介護職員の処遇改善の確保、地域包括ケアの推進 ◇処遇改善加算の創設 ◇24時間対応の定期巡回サービス等の新サービスの創設	+1.2%
2014年度改定	■消費税率引上げに伴う負担増への対応	+0.63%
2015年度改定	■「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組 ◇中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化 ◇介護人材確保対策の促進 ◇サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築	▲2.27%
2017年度改定	■介護人材の処遇改善 ◇介護職員処遇改善加算について、新たな区分を創設	+1.14%

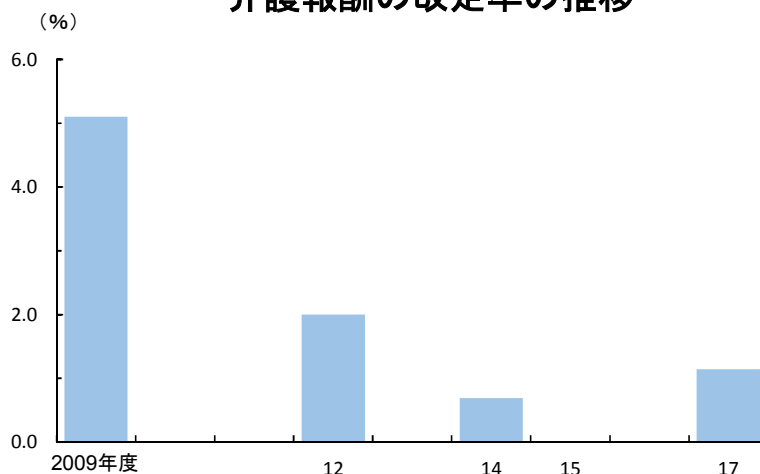
介護報酬の改定率の推移



② 障害福祉サービス等報酬改定の推移

改定時期	改定にあたっての主な視点	改定率
2009年度改定	○良質な人材の確保 人材確保に積極的に取り組む事業所の評価（特定事業所加算等の創設） ○事業者の経営基盤の安定 児童デイなど収支差率がマイナスの事業について基本報酬単価の見直し ○サービスの質の向上 医療機関との連携による看護の提供、重複障害など障害特性への配慮 ○地域生活基盤の充実 グループホーム等における手厚い世話人配置の評価、夜間支援の充実 ○中山間地域等への配慮 ○新体系への移行促進	+5.1%
2012年度改定	○福祉・介護職員の処遇改善の確保 基金事業として行われてきた福祉・介護職員の処遇改善に向けた取組について、処遇改善加算の創設により、引き続き処遇改善が図られる水準を担保 ○物価の動向等の反映 前回改定以降の物価の下落傾向を反映（▲0.8%） ○障害児・者の地域移行・地域生活の支援 ・夜間支援の強化、家族のレスパイトのためのサービスの拡充等 ・相談支援や障害児支援について適切な報酬設定（H24.4施行分） ○経営実態等を踏まえた効率化・重点化	+2.0%
2014年度改定	○消費税対応（基本報酬＋加算）	+0.69%
2015年度改定	○福祉・介護職員の処遇改善 福祉・介護職員処遇改善加算について、更なる上乗せ評価を行うための新たな区分を創設 ○障害児・者の地域移行・地域生活の支援 ・施設・病院からの地域移行支援、計画相談支援、生活の場としてのグループホーム等の充実 ・個々の障害特性への配慮や夜間・緊急時の対応、障害者の就労に向けた取組等を一層推進 ・障害児支援について、支援の質を確保しつつ、重症児に対する支援等を充実 ○サービスの適正な実施等	0%
2017年度改定	○福祉・介護職員の処遇改善 福祉・介護職員処遇改善加算について、更なる上乗せ評価を行うための新たな区分を創設	+1.09%

介護報酬の改定率の推移



(2) 特別養護老人ホーム多床室の居住費負担の見直し

- 特別養護老人ホームに入居する方の居住費については、所得に応じた利用者の実費負担となっています。

こうしたなか、平成13（2001）年度以降に設置された特別養護老人ホームにおいて、ユニットケア・個室環境を整えた、ユニット型特別養護老人ホームが制度化されました。

ユニット型個室においては、居住環境に要する費用として適切に見積もられる費用のうち、入所者の個人スペース（個室及びユニット部分）に係る建物・設備取得費や修繕費に充当するため、居住費のうち室料相当についても徴収が可能となっていました。

- その後、国の制度改正により、平成27（2015）年8月に、居住費の標準的な費用の額（基準費用額）について、利用者負担段階第4段階（市町村民税本人非課税であって、世帯に課税者がある者、及び市町村民税本人課税者）に対して、新たに、多床室についても、室料相当として1日当たり470円（1か月を30日として14,100円）の自己負担を求める見直しが行われましたが、ユニット型個室と比べ少額となっています。

(3) 特別養護老人ホーム居室面積基準の変遷

【特別養護老人ホーム居室面積基準の推移】

年	昭和38年		昭和49年 ※1		昭和52年 ※1		平成7年 ※2		平成15年 ※3		平成22年 ※4
居室面積	4.95 m ²		7.425 m ²		8.25 m ²		10.65 m ²		10.65 m ² (従来型) 13.2 m ² (個室ユニット)		10.65 m ²

【経緯】

- ※1 昭和47年 中社審 老人福祉専門部門分科会「老人ホームのあり方に関する中間意見」を踏まえて見直し
- ※2 新ゴールドプラン(平成6年)を踏まえて見直し
- ※3 個室ユニットの面積基準は(13.2m²)を適用、従来型は10.65m²。
- ※4 平成22年7月29日 社保審 介護給付費分科会の議論・答申を踏まえ面積基準(13.2m²⇒10.65m²)に緩和

（４）在宅へのシフトと地域包括ケアシステムの推進

- 可能な限り在宅生活が継続できる地域社会を実現するため、介護保険制度の見直しにより、平成１８（２００６）年度介護報酬改定において、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービスの提供を目指す地域密着型サービスが創設されました。

また、平成２４（２０１２）年度介護報酬改定においては、在宅サービスの充実と施設の重点化が図られました。

さらに、平成３０（２０１８）年度の介護保険制度改正（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律）において、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」と指定の機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設「介護医療院」が創設されました。

- いわゆる団塊の世代が全て７５歳以上となる平成３７（２０２５）年を見据えて、医療や介護が必要な状態になってもできるだけ住み慣れた地域で生活が継続できる「地域包括ケアシステム」を構築するなど、サービスを利用する市民の視点に立って、急性期の医療から在宅医療・介護まで一連のサービスを切れ目なく提供できるよう在宅医療と介護の連携等を推進しています。

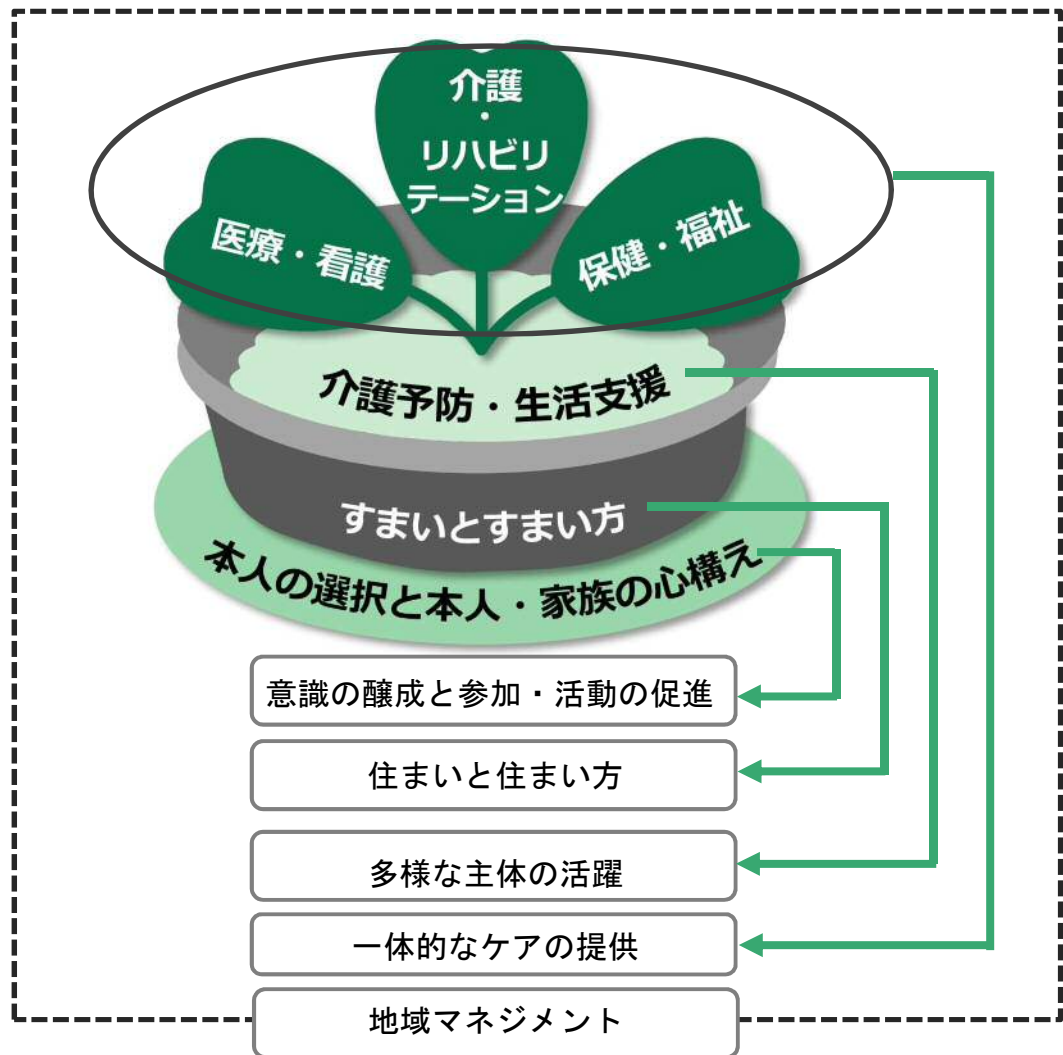
また、平成２６（２０１４）年６月に「医療介護総合確保推進法」が成立し、平成２６（２０１４）年介護保険法改正により、平成２７（２０１５）年度から医療と介護の連携に係る取組について、市区町村が実施する地域支援事業の包括的支援事業における在宅医療・介護連携推進事業として位置付けられ、平成３０（２０１８）年度にはすべての市区町村が介護保険事業計画の中で取り組むこととしています。

- 超高齢社会を支える介護基盤整備の方向性としては、「地域包括ケアシステム」の構築により、財政負担の大きい「施設・病院」から「地域・在宅」へケアの場を移すための環境整備として、主に中重度の状態

の高齢者を対象とした「在宅介護サービスの充実」を図ることが示されています。

- 障害者が地域で普通に暮らしていくためには、在宅で必要な支援を受けられることが前提となることから、「障害者総合支援法」において、利用者の実態に応じた支援を行う観点から、利用者像やサービスの提供形態に応じ、居宅介護・短期入所、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援を実施するなど、在宅サービスの充実を推進しています。
- 少子高齢化の進展や人口減少社会への突入、社会保障費の増大等の社会的背景を受け、国においては、「地域包括ケアシステム」という考え方を打ち出しました。
- 「地域包括ケアシステム」とは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいいます。「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に定義されています。
- これにより、生活に必要な様々な要素が利用者のニーズに応じて適切に組み合わせられ、入院、退院、在宅復帰を通じて、切れ目なく一体的にサービス提供がなされる「地域包括ケアシステム」の必要性が高まっています。
- こうした中、本市においては、高齢者だけではなく、障害者や子ども、子育て中の親などに加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含めたすべての地域住民を対象として、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現をめざ

し、平成26（2014）年度に川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンを策定し、取組みを進めています。



出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」（地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業）、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2016年をもとに作成しています。

（５）社会福祉法人制度改革

社会福祉法人は、公益性の高い社会福祉事業を行うことを目的とする非営利法人として、長年、福祉サービスの供給確保の中心的な役割を果たしてきました。この間、福祉サービスの利用の仕組みが行政による措置から利用者との契約への移行、また、多様な経営主体による福祉サービスへの参入が進むなど、福祉サービスの供給体制における社会福祉法人の位置付けは変化しており、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するため、公益性と非営利性を備えた社会福祉法人の役割はますます重要になっています。

こうした中、その公益性・非営利性を確保する観点から、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する社会福祉法人のあり方を徹底する必要があるとして、「組織のガバナンスの強化」「事業運営の透明性の向上」「財務規律の強化」等を目的に、社会福祉法が改正（平成２８（２０１６）年４月一部施行、平成２９（２０１７）年４月全面施行）されました。

改正法における「財務規律の強化」に関して、新たに、福祉サービスに再投下可能な財産額(社会福祉充実残額)を明確化し、保有する法人にあっては、社会福祉事業等への計画的な活用が義務付けられたことから、高齢者・障害児者福祉施設再編にあたっては、国の進める社会福祉法人制度改革の動向を踏まえた対応が必要となっています。

第3章 高齢者・障害児者福祉施設の概要と整備状況

1. 高齢者・障害児者福祉施設全体の整備状況

(平成29年4月1日現在)

		特別養護 老人ホーム	養護 老人ホーム	老人デイ サービス センター	障害者 支援施設	障害者 通所施設 (生活介護等)	障害者 通所施設 (就労継続等)
	公設	8	1	4	3	11	5
民設	市有地	20	1	0	2	33	0
	民有地	25	0	292	0	16	40
	合 計	53	2	296	5	60	45

		障害者 地域生活支援 センター	障害児 入所施設	療育センター	身体障害者 福祉会館 (会館機能)	視覚・聴覚 障害者情報 文化センター	障害者グループ ホーム・ 福祉ホーム	合 計
	公設	2	1	3	4	2	2	46
民設	市有地	1	1	1	0	0	0	59
	民有地	4	0	0	0	0	260	637
	合 計	7	2	4	4	2	262	742

2. 各施設の概要、整備状況及び課題

(1) 特別養護老人ホーム

日常生活において、常時介護を必要とし、家族等の生活環境により、自宅で生活することが困難な寝たきりや認知症の方に対して、入浴、食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練、健康管理などが受けられる介護保険施設です。（入居については、原則、要介護3以上の方を対象としています。）

平成29（2017）年4月現在、市内には53施設（うち8施設が指定管理施設）あり、運営主体は、公設・民設とも全て社会福祉法人となっています。

【整備状況と課題】

本市においては、「かわさきいきいき長寿プラン（川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」に基づき、特別養護老人ホームの整備を推進しているところです。

一方で、築年数が一定程度経過した施設の老朽化への対策が喫緊の課題となっているとともに、整備時期により、施設によって、居室面積に差異があることや、プライバシーへの配慮が必要な施設があります。

また、民間によって質の高いサービスが十分に提供されている分野であるため、指定管理者制度で運営している施設については、設置主体を民間に転換し、長期的な視点に立った施設運営や、施設運営者の判断による利用者ニーズに応じたサービス内容の変更、計画的かつ迅速な施設設備の更新を可能とするなど、効果的なサービス提供ができるよう、公設施設の見直しについて検討する必要があります。

なお、入居者及び施設職員の雇用等の課題や、建替え手法については、まとまった用地確保が困難であることから、別の場所に施設を整備し移転することを基本に考える必要があります。

【公設施設】

(平成29年4月1日現在)

番号	施設名	所在地	運営法人	開所日	築年数	入所定員			短期入所定員	
						定員	うち ユニット型	うち 密着型	定員	うち ユニット型
1	長沢壮寿の里	多摩区	(社福)川崎市社会福祉事業団	S64.1.1	28	53	－	－	12	－
2	多摩川の里	多摩区	(社福)川崎市社会福祉事業団	H5.6.1	24	84	－	－	16	－
3	すみよし	中原区	(社福)セイワ	H6.4.1	23	84	－	－	16	－
4	こだなか	中原区	(社福)白山福祉会	H6.4.1	23	50	－	－	2	－
5	ひらまの里	中原区	(社福)川崎市社会福祉事業団	H11.4.1	18	84	－	－	16	－
6	夢見ヶ崎	幸区	(社福)和楽会	H12.4.1	17	64	－	－	16	－
7	陽だまりの園	高津区	(社福)照陽会	H12.4.1	17	50	－	－	10	－
8	しゅくがわら	多摩区	(社福)鈴保福祉会	H14.5.1	15	68	－	－	0	－
合計						537	0	0	88	0

【民設施設】

(平成29年4月1日現在)

番号	施設名	所在地	運営法人	開所日	築年数	市有地	入所定員			短期入所定員	
							定員	うち ユニット型	うち 密着型	定員	うち ユニット型
1	恒春園	川崎区	(社福)馬島福祉会	S54.2.1	38		60	-	-	2	-
2	みかど荘	宮前区	(社福)くぬぎざか福祉会	S56.5.1	36		73	-	-	2	-
3	太陽の園	多摩区	(社福)照陽会	S59.5.26	33		66	-	-	6	-
4	柿生アルナ園	麻生区	(社福)鈴保福祉会	S61.10.15	31		80	-	-	2	-
5	幸風苑	幸区	(社福)セイワ	S62.12.1	30	○	60	-	-	6	-
6	和楽館	高津区	(社福)和楽会	S63.5.1	29		60	-	-	4	-
7	あさおの丘	麻生区	(社福)ハートフル記念会	H1.10.1	28	○	70	-	-	4	-
8	桜寿園	川崎区	(社福)セイワ	H4.2.1	25	○	74	-	-	6	-
9	虹の里	麻生区	(社福)慈正会	H4.5.1	25		108	-	-	12	-
10	金井原苑	麻生区	(社福)一廣会	H7.4.1	22		98	-	-	12	-
11	菅の里	多摩区	(社福)徳心会	H8.4.1	21		80	-	-	10	-
12	すえなが	高津区	(社福)セイワ	H8.5.22	21	○	104	-	-	16	-
13	大師の里	川崎区	(社福)馬島福祉会	H10.4.1	19	○	50	-	-	10	-
14	しおん	川崎区	(社福)母子育成会	H10.4.1	19	○	25	-	25	25	-
15	鷺ヶ峯	宮前区	(社福)セイワ	H12.4.1	17	○	72	-	-	18	-
16	富士見プラザ	宮前区	(社福)子の神福祉会	H14.4.1	15		70	-	-	4	-
17	みやうち	中原区	(社福)セイワ	H15.4.1	14	○	120	-	-	10	-
18	等々力	中原区	(社福)春日会	H16.4.1	13		120	-	-	10	-
19	しゃんべりら	幸区	(社福)母子育成会	H16.4.1	13	○	220	36	-	10	-
20	よみうりランド花ハウス	多摩区	(社福)読売光と愛の事業団	H17.3.1	12		150	150	-	10	10
21	フレンド神木	宮前区	(社福)三神会	H18.4.1	11		100	100	-	20	20
22	ピオラ川崎	川崎区	(社福)中川徳生会	H18.4.1	11		120	120	-	40	40
23	風光	宮前区	(社福)寿楽園	H19.5.1	10		23	23	23	4	4
24	みんなと暮らす町	幸区	(社福)照陽会	H20.1.1	9	○	120	120	-	20	20
25	富士見プラザ フォンテヌ鷺沼	宮前区	(社福)子の神福祉会	H21.3.1	8	○	29	29	29	-	-
26	潮見台みどりの丘	麻生区	(社福)藤英会	H22.6.1	7		120	36	-	20	-
27	いせうら	中原区	(社福)春日会	H22.11.1	7	○	28	28	28	2	2
28	片平長寿の里	麻生区	(社福)川崎市社会福祉事業団	H23.4.1	6		130	40	-	10	-
29	ゆとりあ	川崎区	(社福)川崎大師福祉会	H23.4.1	6		106	30	-	6	-
30	せせらぎ	中原区	(社福)春日会	H23.11.1	6	○	29	29	29	17	17
31	花ハウスすみれ館	多摩区	(社福)読売光と愛の事業団	H24.2.1	5	○	29	29	29	5	5
32	ヴィラージュ川崎	多摩区	(社福)美生会	H24.3.1	5	○	86	34	0	4	-
33	南さいわい	幸区	(社福)三篠会	H25.5.1	4	○	142	42	-	12	-
34	こむかい	幸区	(社福)三篠会	H25.5.1	4	○	29	29	29	9	9
35	クロスハート幸・川崎	幸区	(社福)伸こう福祉会	H25.5.1	4	○	140	42	-	20	20
36	生田広場	多摩区	(社福)よつば会	H25.5.1	4		88	40	-	5	-
37	わらく桃の丘	宮前区	(社福)和楽会	H25.7.1	4		90	30	-	10	-
38	生田まほろば	多摩区	(社福)みずほ	H26.2.1	3		130	40	-	7	-
39	ラスール麻生	麻生区	(社福)白山福祉会	H26.4.1	3	○	128	40	-	8	-
40	フレンド神木二番館	宮前区	(社福)三神会	H26.5.1	3		29	29	29	13	13
41	おだかの郷	高津区	(社福)高津百春会	H26.5.1	3		104	36	-	8	-
42	ヴィラージュ虹ヶ丘	麻生区	(社福)美生会	H26.6.1	3	○	29	29	29	11	11
43	プラチナ・ヴィラ野川	宮前区	(社福)白金会	H27.12.1	2		104	39	-	6	-
44	境町フェニックス	川崎区	(社福)同塵会	H28.4.1	1	○	120	50	-	20	10
45	ルピナス王禅寺	麻生区	(社福)清昭会	H28.4.1	1		100	30	-	10	10
				合計			3,913	1,280	250	466	191

（２）養護老人ホーム

65歳以上の方で、環境上及び経済的理由により、自宅で養護を受けながら生活することが難しい方を対象に、市の措置決定により、適切な生活支援を行い、自立した生活を送るための公的な福祉施設です。

平成29（2017）年4月現在、市内には2施設（うち1施設が指定管理施設）あり、運営主体は、公設・民設とも全て社会福祉法人となっています。

【整備状況と課題】

築年数が一定程度経過した施設の老朽化への対策が喫緊の課題となっています。

特別養護老人ホームのようにホテルコスト（居住費）の徴収ができないなど、将来的な建替えや大規模修繕のための積立が困難な制度設計にあることから、将来的な建替えや大規模修繕の支援が不可欠となります。

また、建替え手法については、まとまった用地の確保が困難な状況が想定されますが、既存入所者の継続入所などを考慮し、別の場所に施設を整備し、移転することを基本に考える必要があります。

なお、施設の運営面においては、要介護高齢者や高齢障害者の増加など、入所者の状態像の変化への対応や、施設職員の確保等の課題があります。

【公設施設】

（平成29年4月1日現在）

番号	施設名	所在地	運営法人	開所日	築年数	指定管理	市有地	入所定員
1	恵楽園	高津区	（社福）川崎聖風福祉会	H5.4.1	38	○	○	140

【民設施設】

（平成29年4月1日現在）

番号	施設名	所在地	運営法人	開所日	築年数	指定管理	市有地	入所定員
1	すえなが	高津区	（社福）セイワ	S40.5.25	52		○	50

(3) 老人デイサービスセンター

支援や介護が必要な高齢者等に対して、生活機能の維持又は向上を目指し、入浴、食事等のサービスや機能訓練を行うための施設です。

平成29（2017）年4月現在、市内には296施設（うち4施設が指定管理施設）あり、運営主体は、社会福祉法人、特定非営利法人、株式会社等となっています。

【整備状況と課題】

公設の老人デイサービスセンターについては、民設の整備が進み、民間による質の高いサービスが十分に提供されるようになってきたことから、公設によるサービス提供の必要性が低くなっています。

●老人デイサービスセンターの整備状況

【公設施設】

（平成29年4月1日現在）

番号	施設名	所在地	運営法人	開所日	築年数	指定 管理	市有地	利用定員
1	多摩老人福祉センターデイサービスセンター	多摩区	（社福）川崎市社会福祉事業団	H5.10.1	24	○	○	18
2	井田老人デイサービスセンター	中原区	（特非）リケア福祉サービス	H10.10.1	19	○	○	40
3	さいわいデイサービスセンター	幸区	（社福）川崎市幸区社会福祉協議会	H12.4.1	17	○	○	35
4	久末老人デイサービスセンター	高津区	（社福）奉優会	H16.8.1	13	○	○	40

※民設施設は、292施設あります。

(4) 障害者支援施設

障害のある方に対して、主として夜間に入浴・排泄・食事等の介護などの支援（施設入所支援）を行うとともに、日中に生活介護・自立訓練・就労移行支援などの障害福祉サービスを提供する施設です。

平成29（2017）年4月現在、市内には5施設（うち3施設が指定管理施設）あり、運営主体は、公設・民設とも社会福祉法人（一部、共同事業体によるものも含む）となっています。

【整備状況と課題】

築年数が一定程度経過した施設の老朽化への対策が喫緊の課題となっています。

また、民間によって質の高いサービスが十分に提供されている分野であるため、指定管理者制度で運営している施設については、運営実績を定期的に評価する必要があるなど行政の関与が必要な施設を除き、設置主体を民間に転換し、長期的な視点に立った施設運営や、施設運営者の判断による利用者ニーズに応じたサービス内容の変更、計画的かつ迅速な施設設備の更新を可能とするなど、効果的なサービス提供ができるよう、公設施設の見直しについて検討する必要があります。

【公設施設】

（平成29年4月1日現在）

番号	施設名	所在地	運営法人	開所日	築年数	指定管理	市有地	入所定員	短期入所定員
1	柿生学園	麻生区	(社福) 川崎市社会福祉事業団	S61.4.1	31	○	○	60	4
2	れいんぼう川崎	宮前区	(社福) 川崎市社会福祉事業団	H8.4.1	21	○	○	60	10
3	井田重度障害者等生活施設 (桜の風)	中原区	井田重度障害者等生活施設共同事業体	H25.4.1	4	○	○	70	20

※れいんぼう川崎は、他に通所部門定員20名

【民設施設】

（平成29年4月1日現在）

番号	施設名	所在地	運営法人	開所日	築年数	指定管理	市有地	入所定員	短期入所定員
1	授産学園つばき寮	麻生区	(社福) セイワ	S56.10.1	35		○	50	4
2	みずさわ	宮前区	(社福) 三篠会	H19.4.1	10		○	80	10

（５）障害者通所施設（生活介護を提供する施設（一部例外あり））

常に介護を必要とする方に対し、日中に行う入浴、排せつ、食事等の介護や創作的活動、生産活動などの支援を行う生活介護サービスを主に提供する施設です。

平成２９（２０１７）年４月現在、市内には６０施設（うち１１施設が指定管理施設）あり、運営主体は、社会福祉法人（一部、共同事業体によるものも含む）となっています。

【整備状況と課題】

築年数が一定程度経過した施設の老朽化への対策が喫緊の課題となっています。

特に、旧障害者地域活動ホームについては、軽量鉄骨造であるため、築年数の割に老朽化が進行しています。

また、民間によって質の高いサービスが十分に提供されている分野であるため、指定管理者制度で運営している施設については、設置主体を民間に転換し、長期的な視点に立った施設運営や、施設運営者の判断による利用者ニーズに応じたサービス内容の変更、計画的かつ迅速な施設設備の更新を可能とするなど、効果的なサービス提供ができるよう、公設施設の見直しについて検討する必要があります。

【公設施設】

（平成29年4月1日現在）

番号	施設名	所在地	運営法人	開所日	築年数	指定 管理	市有地	利用定員
1	社会復帰訓練所	高津区	（社福）川崎聖風福祉会	S53.4.1	39	○	○	30
2	北部身体障害者福祉会館	高津区	（社福）育桜福祉会	S57.4.1	35	○	○	20
3	ふじみ園	川崎区	（社福）川崎市社会福祉事業団	S59.4.1	33	○	○	60
4	南部身体障害者福祉会館	川崎区	（社福）川崎市社会福祉事業団	S59.4.1	33	○	○	20
5	中部身体障害者福祉会館	中原区	（公財）川崎市身体障害者協会	S63.4.1	28	○	○	25
6	くさぶえの家	高津区	（社福）川崎市社会福祉事業団	S63.7.1	28	○	○	30
7	かじがや障害者デイサービスセンター	高津区	（社福）川崎市社会福祉事業団	H4.4.1	25	○	○	25
8	多摩川の里身体障害者福祉会館	多摩区	（社福）川崎市社会福祉事業団	H5.5.1	24	○	○	20
9	百合丘日中活動センター	麻生区	麻生区内複合福祉施設共同事業体	H20.4.1	9	○	○	56
10	御幸日中活動支援センター	幸区	（社福）県央福祉会	H23.4.1	6	○	○	20
11	井田日中活動支援センター	中原区	中部リハビリテーションセンター共同事業体	H28.4.1	1	○	○	37

【民設施設】

(平成29年4月1日現在)

番号	施設名	所在地	運営法人	開所日	築年数	指定 管理	市有地	利用定員
1	わかたけ作業所	高津区	(社福)育桜福祉会	S56.4.1	36		○	55
2	つつじ工房	麻生区	(社福)セイワ	S56.10.1	35		○	60
3	白楊園	中原区	(社福)育桜福祉会	S61.4.1	31		○	80
4	しらかし園	麻生区	(社福)育桜福祉会	S63.4.1	29		○	35
5	こぶし園	幸区	(社福)育桜福祉会	H2.9.1	26		○	40
6	いぬくら	宮前区	(社福)育桜福祉会	H3.4.1	26		○	30
7	ゆずりは園	川崎区	(社福)育桜福祉会	H3.7.1	25		○	50
8	セルプ宮前こぼと	宮前区	(社福)みのり会	H4.5.1	24		-	36
9	あかしあ園	高津区	(社福)育桜福祉会	H5.4.1	24		○	40
10	多摩川あゆ工房	多摩区	(社福)なごみ福祉会	H6.4.1	23		○	72
11	障害者支援施設(通所) しんゆり	麻生区	(社福)セイワ	H7.12.1	22		○	50
12	わたりだ	川崎区	(社福)ともかわさき	H8.4.1	21		○	27
13	第1やまぶき	高津区	(社福)ともかわさき	H8.4.1	21		○	37
14	つくし	幸区	(社福)ともかわさき	H10.4.1	19		○	60
15	長尾けやきの里	宮前区	(社福)長尾福祉会	H11.4.1	18		-	50
16	かざぐるま	川崎区	(社福)ともかわさき	H12.3.25	17		○	35
17	第2やまぶき	高津区	(社福)ともかわさき	H12.4.1	17		○	20
18	すえなが	高津区	(社福)ともかわさき	H13.4.1	16		○	40
19	あかね	多摩区	(社福)ともかわさき	H14.2.1	15		○	47
20	なしの実	多摩区	(社福)ともかわさき	H14.4.1	15		○	35
21	障害者支援施設(通所) みやうち	中原区	(社福)セイワ	H15.4.1	14		○	60
22	KFJ多摩はなもも	多摩区	(社福)川崎市社会福祉事業団	H18.4.1	11		○	40
23	KFJ多摩はなみずき	多摩区	(社福)川崎市社会福祉事業団	H18.4.1	11		○	40
24	たちばな	高津区	(社福)ともかわさき	H18.11.1	10		○	34
25	セルプきたかせ	幸区	(社福)長尾福祉会	H19.4.1	10		○	54
26	むぎの穂	川崎区	(社福)ともかわさき	H21.1.1	8		○	40
27	ちとせ	高津区	(社福)ともかわさき	H22.4.1	7		○	40
28	どリーむ	幸区	(社福)ともかわさき	H23.4.1	6		○	20
29	パセオやがみ	幸区	(社福)長尾福祉会	H24.4.1	5		○	30
30	エンジョイ	多摩区	(社福)弥生会	H25.4.1	4		-	50
31	くりの丘	麻生区	(社福)川崎市社会福祉事業団	H25.4.1	4		○	50
32	小向このはな園	幸区	(社福)育桜福祉会	H27.4.1	2		○	30
33	障害者支援施設(通所) もえぎの丘	中原区	(社福)セイワ	H27.4.1	2		○	30
34	あーる工房	宮前区	(社福)みのり会	H27.4.1	2		○	40
35	しらはた	宮前区	(社福)長尾福祉会	H28.4.1	1		○	35
36	かわさき障害者福祉施設 たじま生活介護	川崎区	(社福)川崎聖風福祉会	H28.4.1	1		○	40

※上記以外に13事業所(整備費の補助を受けず、独自に設置された事業所)

(6) 障害者通所施設（就労移行支援、就労継続支援のみ提供する施設）

一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、生産活動等を通じ、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練を行う就労移行支援サービスの提供や、一般企業等で就労が困難な方に対して、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のための必要な訓練を行う就労継続支援サービスの提供を行う施設です。

平成29（2017）年4月現在、市内には45施設（うち2施設が直営、3施設が指定管理施設）あり、運営主体は、川崎市、社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等となっています。

【整備状況と課題】

民間によって質の高いサービスが十分に提供されるようになってきたことから、公設施設から民設の就労継続支援事業等を実施する施設によるサービス提供に移行させることとし、民間による後継事業所の確保等を行う方向で検討・調整する必要があります。

【公設施設】

（平成29年4月1日現在）

番号	施設名	所在地	運営法人	開所日	築年数	指定管理	市有地	利用定員
1	川崎市わーくす大島	川崎区	川崎市	S44.4.1	48	-	○	20
2	川崎市わーくす中原	中原区	川崎市	S46.4.1	46	-	○	35
3	川崎市わーくす高津	高津区	(社福)育桜福祉会	S57.4.1	35	○	○	30
4	川崎市わーくす大師	川崎区	(社福)電機神奈川福祉センター	S60.4.1	32	○	○	50
5	川崎市わーくす川崎	川崎区	(社福)県央福祉会	H26.4.1	3	○	○	40

※わーくす大島、わーくす中原は直営施設です。

※民設施設については、補助金を受けずに独自に設置された事業所が40施設あります。

(7) 障害者地域生活支援センター

地域で生活する精神障害者に、面接や電話による相談・援助、自主活動への支援、生活情報の提供等を行う施設です。

平成29（2017）年4月現在、市内には7施設（うち2施設が指定管理施設）あり、運営主体は、社会福祉法人、特定非営利法人、共同事業体（社会福祉法人等）となっています。

【整備状況と課題】

各地域リハビリテーションセンター内に設置する施設については、地域リハビリテーションセンターとして他の施設も含め一体的な施設運営を行うために、指定管理者制度による運営を継続する必要があります。

【公設施設】

（平成29年4月1日現在）

番号	施設名	所在地	運営法人	開所日	築年数	指定管理	市有地	利用定員
1	百合丘地域生活支援センター ゆりあす	麻生区	麻生区内複合福祉施設共同事業体	H20.4.1	9	○	○	-
2	井田地域生活支援センター はるかぜ	中原区	中部リハビリテーションセンター共同事業体	H28.4.1	1	○	○	-

【民設施設】

（平成29年4月1日現在）

番号	施設名	所在地	運営法人	開所日	築年数	指定管理	市有地	利用定員
1	地域生活支援センター アダージオ	川崎区	(特非) KAWASAKI精神保健福祉事業団	H18.4.1	賃借		-	-
2	地域生活支援センター ホルト・長沢	幸区	(社福) 弥生会	H19.4.1	10		-	-
3	地域生活支援センター オリオン	宮前区	(社福) アピエ	H19.10.1	賃借		-	-
4	地域生活支援センター りっぶる	幸区	(社福) 幸ヒューマンネットワーク	H20.4.1	賃借		-	-
5	地域生活支援センター まんまる	高津区	(特非) ピアたちばな	H29.3.1	賃借		-	-

（８）障害児入所施設

重度・重複障害の状況や保護者等の諸事情により家庭での生活が難しい障害のある子どもに対し、「福祉型障害児入所施設」（中央療育センター）と「医療型障害児入所施設」（ソレイユ川崎）として、様々なニーズに対応した専門的機能の強化を図りながら、入所による日常生活の支援を提供する施設です。

平成２９（２０１７）年４月現在、市内には２施設（うち１施設が指定管理施設）あり、運営主体は、社会福祉法人となっています。

【整備状況と課題】

中央療育センターは、障害児の専門機関として公的な役割が重要なことから、指定管理施設として事業を継続する必要があります。

【公設施設】

（平成29年4月1日現在）

番号	施設名	所在地	運営法人	開所日	築年数	指定 管理	市有地	入所定員	短期入所 定員
1	中央療育センター	中原区	(社福)同愛会	H25.4.1	4	○	○	50	10

【民設施設】

（平成29年4月1日現在）

番号	施設名	所在地	運営法人	開所日	築年数	指定 管理	市有地	入所定員	短期入所 定員
1	重症者・児福祉医療施設ソレイユ川崎	麻生区	(社福)三篠会	H17.4.1	12	△	○	100	50

※他に通所部門定員20名。

（９）療育センター

発達遅滞、情緒障害、言語障害、聴覚障害、視覚障害、肢体不自由等の障害がある児童、及びそれらの疑いのある児童に対して相談・診察・検査・評価・療育・訓練等を行う機関です。

平成２９（２０１７）年４月現在、市内には４施設（うち３施設が指定管理施設）あり、運営主体は、公設・民設とも全て社会福祉法人となっています。

【整備状況と課題】

療育センターは、障害児の専門機関として重要な公的な役割を担っており、地域支援・調整機能を安定・継続的に実施していくことから、公設施設は、指定管理施設として事業を継続する必要があります。

【公設施設】

（平成29年4月1日現在）

番号	施設名	所在地	運営法人	開所日	築年数	指定管理	市有地	利用定員
1	北部地域療育センター	麻生区	（社福）同愛会	H3.4.1	26	○	○	60
2	中央療育センター	中原区	（社福）同愛会	H23.4.1	6	○	○	100
3	南部地域療育センター	川崎区	（社福）川崎市社会福祉事業団	H26.4.1	3	○	○	80

【民設施設】

（平成29年4月1日現在）

番号	施設名	所在地	運営法人	開所日	築年数	指定管理	市有地	利用定員
1	西部療育センター	宮前区	（社福）青い鳥	H22.4.1	7		○	60

(10) 身体障害者福祉会館(会館機能)

身体障害者の福祉の増進に関する各種相談・指導事業等を行っております。

平成29(2017)年4月現在、市内には4施設(うち4施設が指定管理施設)あり、運営主体は、全て社会福祉法人となっています。

【整備状況と課題】

会館は無料または低額な料金で、各種講座をはじめとする社会参加促進事業を行っているため、引き続き、指定管理施設として事業を継続する必要があります。

【公設施設】

(平成29年4月1日現在)

番号	施設名	所在地	運営法人	開所日	築年数	指定 管理	市有地	利用定員
1	北部身体障害者福祉会館	高津区	(社福)育桜福祉会	S57.4.1	35	○	○	
2	南部身体障害者福祉会館	川崎区	(社福)川崎市社会福祉事業団	S59.4.1	33	○	○	
3	中部身体障害者福祉会館	中原区	(公財)川崎市身体障害者協会	H1.4.1	28	○	○	
4	多摩川の里身体障害者福祉会館	多摩区	(社福)川崎市社会福祉事業団	H5.4.1	24	○	○	

（１１）視覚・聴覚障害者情報文化センター

視覚障害者情報文化センターは、視覚障害者に対する図書の制作と貸出、生活訓練や相談による支援を行っています。

聴覚障害者情報文化センターは、聴覚障害者やその関係者に対する相談や手話通訳者、要約筆記者の派遣、手話通訳者、要約筆記者の養成、手話または字幕入りビデオ（DVD）の制作、貸出、その他、情報機器の貸出による支援等を行っています。

平成２９（２０１７）年４月現在、市内には２施設（２施設とも指定管理施設）であり、運営主体は、社会福祉法人となっています。

【整備状況と課題】

聴覚・言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障のある方の情報保障に向け、手話通訳者、要約筆記者の派遣や、点訳、音訳等によりコミュニケーション支援を実施しており、専門機関として重要な公的な役割を担っていることから、引き続き、指定管理施設として事業を継続する必要があります。

【公設施設】

（平成29年4月1日現在）

番号	施設名	所在地	運営法人	開所日	築年数	指定 管理	市有地	利用定員
1	聴覚障害者情報文化センター	中原区	（社福）神奈川県聴覚障害者総合福祉協会	H12.1.4	17	○	○	
2	視覚障害者情報文化センター	川崎区	（社福）日本点字図書館	H26.4.1	3	○	○	

(12) 障害者グループホーム・福祉ホーム

グループホームは、地域での共同生活の場において、入浴・排せつ・食事等の介護及び相談その他の日常生活上の援助を行います。

福祉ホームは、家庭環境、住宅事情等の理由により家族との同居が困難で、住居が必要な知的障害者に、居室や設備等を供与して地域生活を支援します。

平成29（2017）年4月現在、市内には262施設（うち2施設が指定管理施設）であり、運営主体は、社会福祉法人、株式会社等となっています。

【整備状況と課題】

民間によって質の高いサービスが十分に提供されるようになってきたことから、民設の障害者グループホームによるサービス提供に移行させる等により廃止する方向としますが、居住施設であることに鑑み、廃止の時期等については、施設の老朽化の進行度合いや利用者の状況等を踏まえながら、今後さらに検討する必要があります。

●グループホーム、福祉ホーム整備状況

【公設施設】

（平成29年4月1日現在）

番号	施設名	所在地	運営法人	開所日	築年数	指定管理	市有地	利用定員
1	陽光ホーム	中原区	（社福）育桜福祉会	S46.12.1	45	○	○	16
2	三田福祉ホーム	多摩区	（社福）ともかわさき	S63.4.1	29	○	○	10

※民設施設は、260施設あります。

第4章 アンケート調査の結果

1. 高齢者実態調査（平成28（2016）年度）

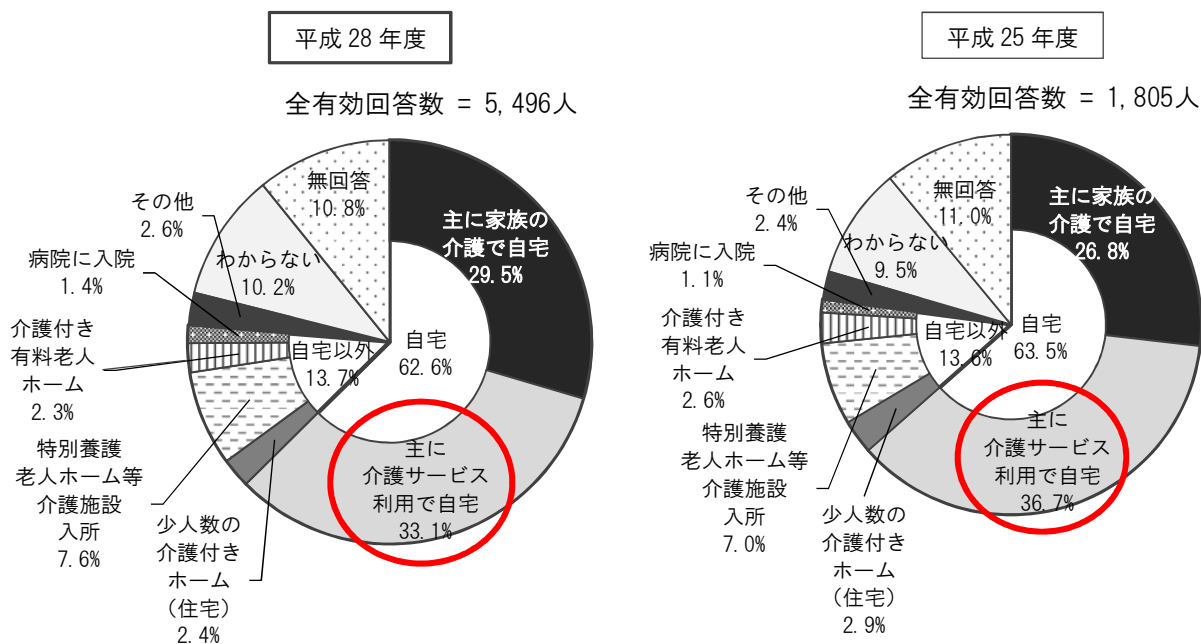
※調査の概要

高齢者実態調査は、川崎市の高齢者の生活実態、及び川崎市で介護保険事業を展開する事業者の実態等を把握し、平成30年度から平成32年度を計画期間とする、「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定に必要な基礎資料を得ることを目的に、平成28年10月1日現在の介護保険の認定を受けている要介護・要支援認定者、特別養護老人ホームへの入居希望者等に対して実施した調査です。

（1）「要介護・要支援認定者」が今後希望する生活について

○ 要介護・要支援認定を受けている高齢者の中から9,000人を抽出した、「要介護・要支援認定者調査」においては、平成28（2016）年度、平成25（2013）年度ともに「主に介護サービスを利用して、自宅で暮らしたい」が最も多くなっています。

図 要介護・要支援認定者が今後希望する生活（「平成28年度」と「平成25年度」）



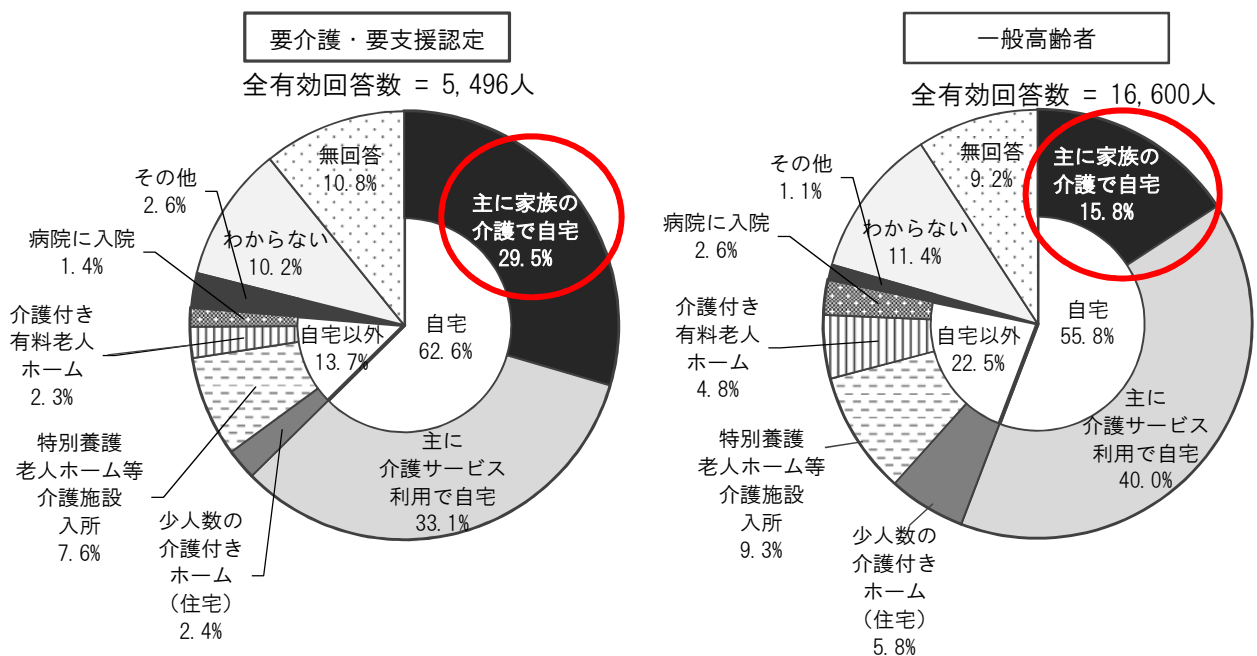
※平成28（2016）年度川崎市高齢者実態調査より引用。

※要介護・要支援認定を受けている高齢者の中から対象者を抽出した「要介護・要支援認定者調査」のうち、全問無回答等を除く有効回答により集計。

(2) 「要介護・要支援認定者」、及び「一般高齢者」が今後希望する生活について

「要介護・要支援認定者調査」、及び「一般高齢者調査」においては、「要介護・要支援認定者」の方が、「一般高齢者」と比べて、「主に家族の介護を受けながら、自宅で暮らしたい」割合が高くなっています。

図 今後希望する生活：「要介護・要支援認定者」と「一般高齢者」の比較



※平成 28 (2016) 年度川崎市高齢者実態調査より引用。

※要介護・要支援認定を受けている高齢者の中から対象者を抽出した「要介護・要支援認定者調査」、介護保険の認定を受けていない高齢者の中から調査対象者を抽出した「一般高齢者調査」のうち、全問無回答等を除く有効回答により集計。

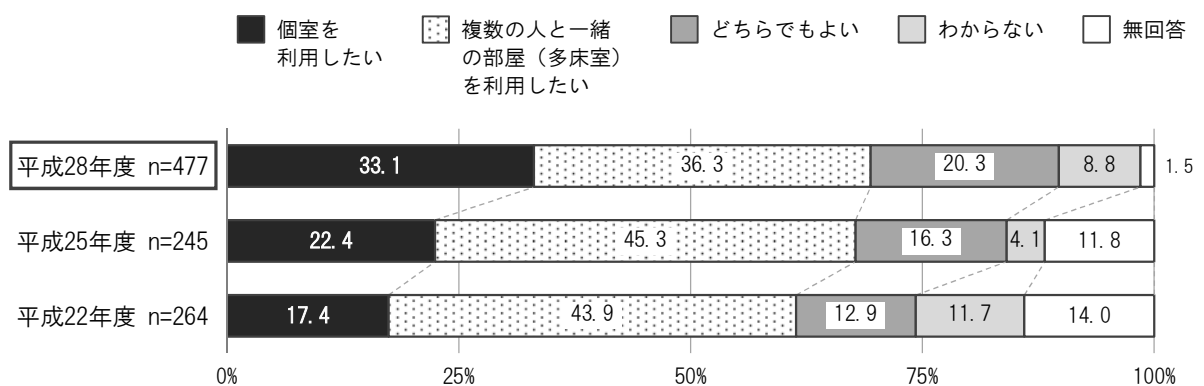
【(1)(2)の各選択肢の内容は、次のとおりです。】

主に家族の介護で自宅	: 主に家族の介護を受けながら、自宅で暮らしたい
主に介護サービス利用で自宅	: 主に介護サービスを利用して、自宅で暮らしたい
少人数の介護付きホーム (住宅)	: 少人数で生活できる介護付きホーム (住宅) で暮らしたい
特別養護老人ホーム等介護施設入所	: 特別養護老人ホームなどの介護施設に入りたい
介護付き有料老人ホーム	: 民間の介護付き有料老人ホームに入りたい
病院に入院	: 病院に入院したい

（３）将来特別養護老人ホームに入居する場合の希望する部屋について

特別養護老人ホームへの入居希望者調査において、平成２８年度と平成２５年度との比較では、「多床室を利用したい」人が９ポイント減少し、「個室を利用したい」人が１０．７ポイント増加しています。

図 特別養護老人ホームに入居する場合に希望する部屋（「平成２８年度」と「平成２５年度」）



※平成 28（2016）年度川崎市高齢者実態調査より引用。

2. 障害のある方の生活ニーズ調査（平成28（2016）年度）

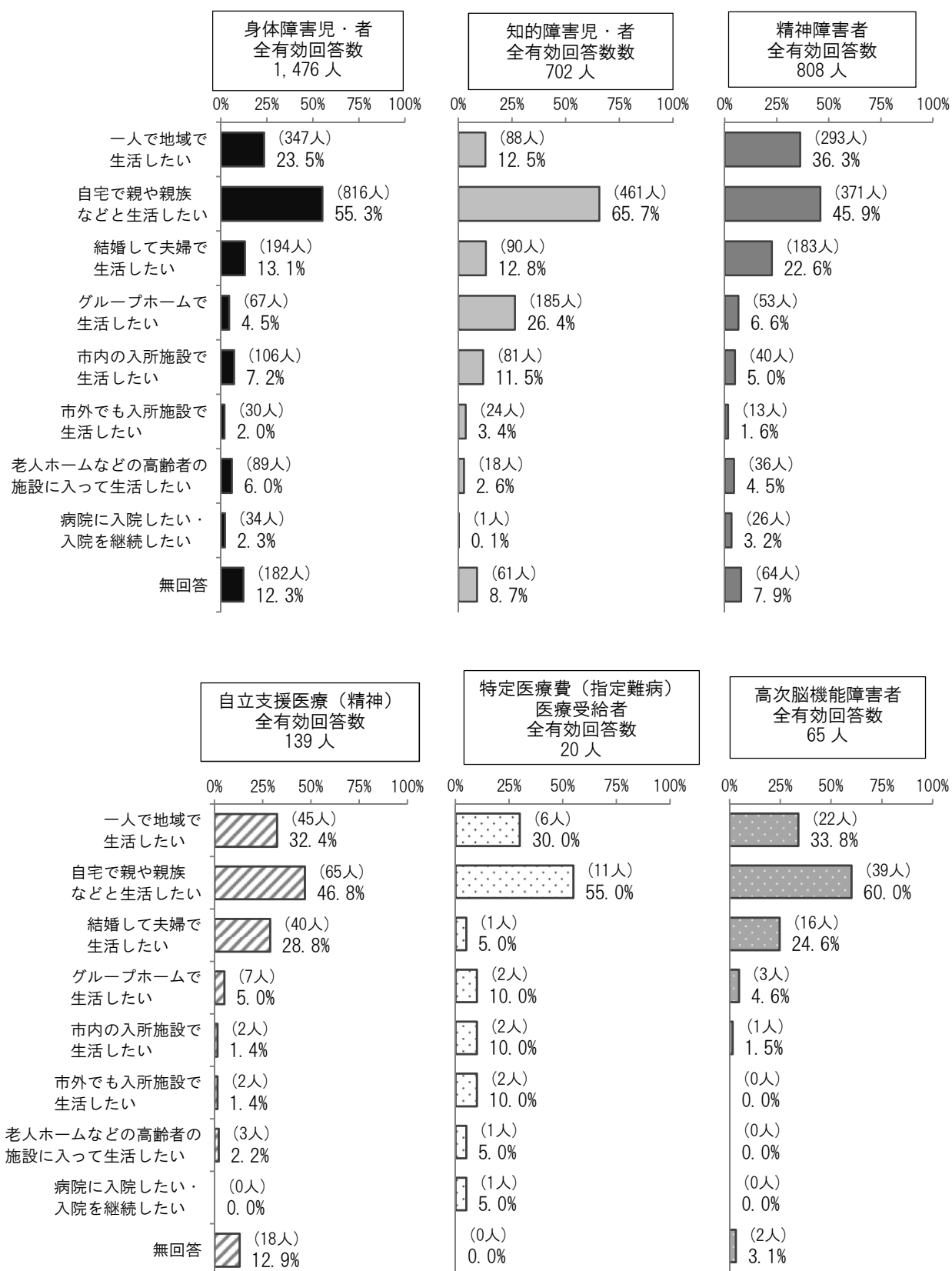
※調査の概要

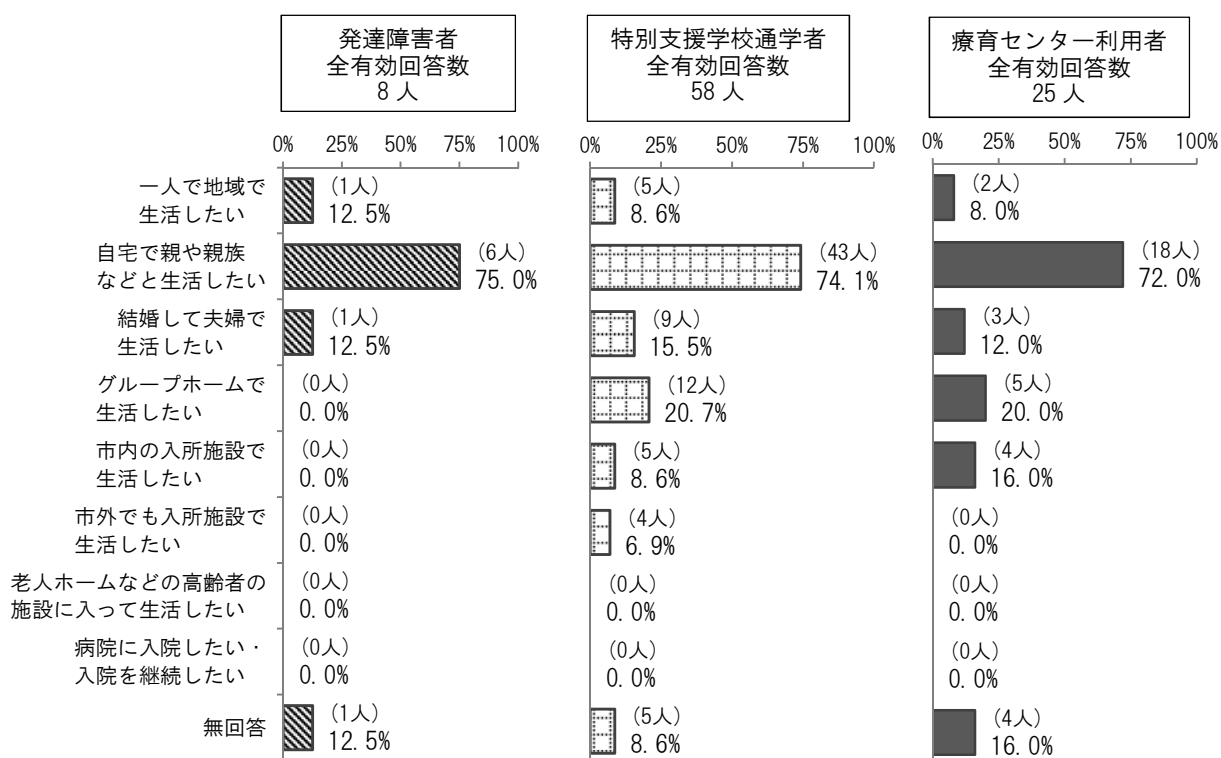
障害のある方の生活ニーズ調査は、障害者基本法に基づき、平成27（2015）年度から平成32（2020）年度までを計画期間とする障害者計画の改定と、障害者総合支援法に基づき、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までを計画期間とする第5期障害福祉計画の策定に必要な基礎資料を得ることを目的に、平成29（2017）年2月に、障害者本人、家族や介助者、施設職員などに対して実施した調査です。

（1）障害のある方が今後希望する生活

- 本市の〔在宅系〕の障害がある方の今後希望する生活は、いずれも「自宅で親や親族などと生活したい」が最も高く、〔発達障害者〕〔特別支援学校通学者〕〔療育センター利用者〕では70%を超え、〔知的障害児・者〕〔高次脳機能者〕では60%以上となっています。また、〔精神障害者〕〔自立支援医療（精神）受給者〕〔特定医療費（指定難病）医療受給者〕では「一人で地域で生活したい」が30%以上となっています。

図 今後希望する生活：調査対象者別①（2つまでの複数回答）





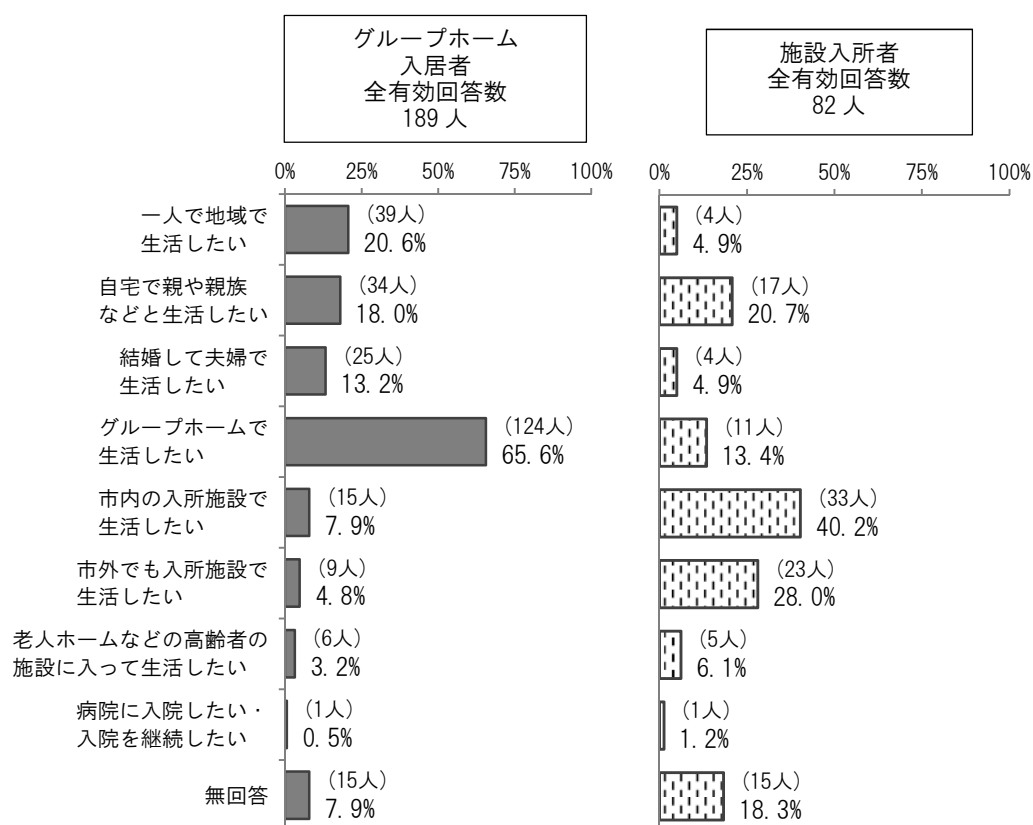
※ 平成 28（2016）年度川崎市障害のある方の生活ニーズ調査により引用。

※ 「身体障害児・者」「知的障害児・者」「精神障害者」「自立支援医療（精神）受給者」「特定医療費（指定難病）医療受給者」「高次脳機能障害者」「発達障害者」「特別支援学校通学者」「療育センター利用者」に対する調査のうち有効回答により集計。

○ 「居住系」の今後希望する生活は、「グループホーム入居者」では「グループホームで生活したい」が65.6%で最も高く、次いで「一人で地域で生活したい」が20.6%となっています。

「施設入所者」では「市内の入所施設で生活したい」が40.2%で最も高く、次いで「市外でも入所施設で生活したい」が28.0%となっています。

図 今後希望する生活：調査対象者別②（2つまでの複数回答）



※平成28（2016）年度川崎市障害のある方の生活ニーズ調査により引用。

※「グループホーム入居者」「施設入居者」に対する調査のうち有効回答により集計。

3. 経営改善支援事業アンケート調査

(平成29(2017)年8月 川崎市社会福祉協議会実施)

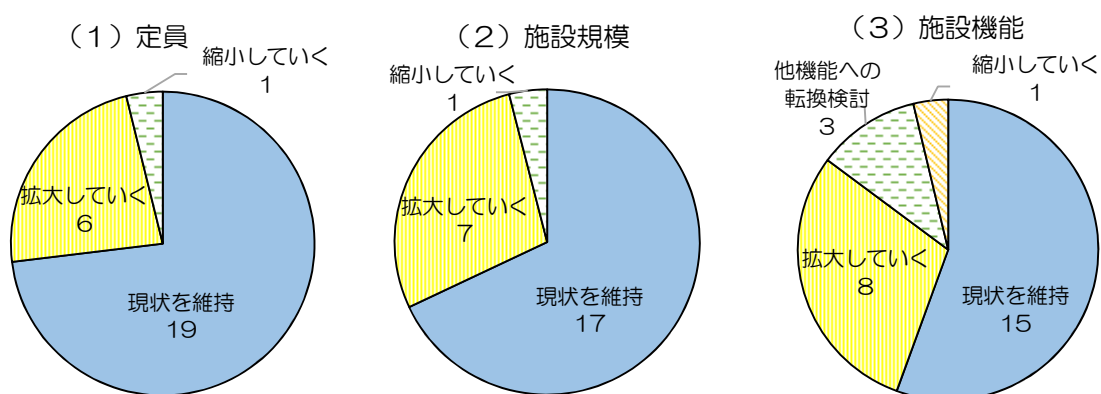
※調査の概要

川崎市内の社会福祉法人に対する支援として、今後何が必要か、また、社会福祉法人の今後の考えはどのようなものであるのか等、社会福祉法人の状況を把握し、官民が連携して行える支援について検討することを目的に、平成29(2017)年8月に、市内社会福祉法人に対して実施したアンケート調査です。

(1) 現行の施設機能の方向性

- 現行の施設機能については、定員・施設規模・施設機能ともに「現状を維持」が最も多く、次いで「拡大していく」となっています。

図 現行の施設機能の方向性について (健康福祉局所管の回答法人26法人、未回答・複数回答あり)



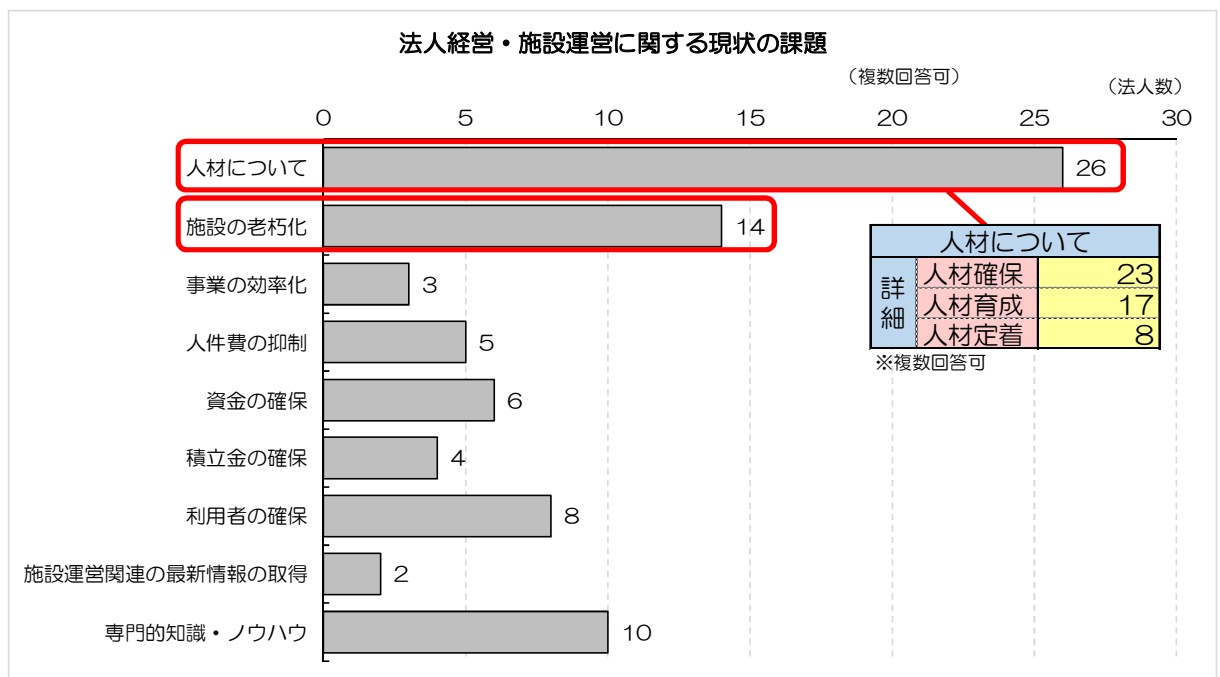
【主な意見 (自由記述)】

- ・施設規模、施設機能については、資金面・地域ニーズなど今後の情勢を踏まえながら対応していく。
- ・利用者の生活全般をカバーできる幅広いサービスが必要と考えている。
- ・在宅サービスを拡大していきたいと考えている。
- ・利用者サービスの拡大は大前提としたうえで、安定した運営を継続するためにも収支状況の改善は必須である。

（２）法人経営・施設運営に関する課題

- 回答法人 26 法人全てが「課題あり」という認識で、「人材について」、「施設の老朽化」に対する課題を抱えている法人が多い状況となっています。

図 法人経営・施設運営に関する現状の課題（健康福祉局所管の回答法人 26 法人、複数回答あり）



【主な意見（自由記述）】

① 介護人材について

- ・介護職員については、特に夜勤可能な職員が不足している。
- ・未経験者や高齢者であっても採用して育成していかなければならない実態である。

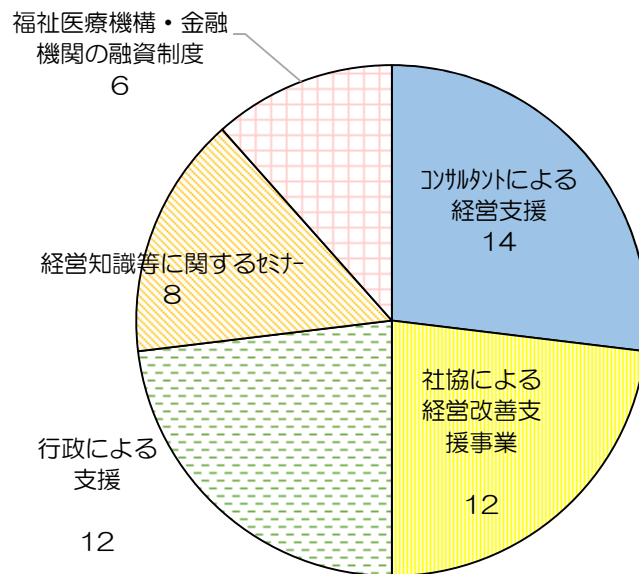
② 施設の老朽化について

- ・給排水設備、電気設備など表面からは見えない部分の老朽化が進んでいる。
- ・経年劣化による老朽化が進んでおり、建物の建替えについて検討中。

(3) 経営改善に資する制度や効果的な支援

- 経営改善に資する制度や効果的な支援であると考えるものとして、経営分析のサポート等の「コンサルタントによる経営支援」、経営相談等の「社協による経営改善支援事業」及び専門家の研修会実施等の「行政による支援」等が挙げられました。

図 経営改善に資する制度や効果的な支援（健康福祉局所管の回答法人26法人、各法人3回答まで）



4. 法人意向調査 （平成29（2017）年9月 健康福祉局実施）

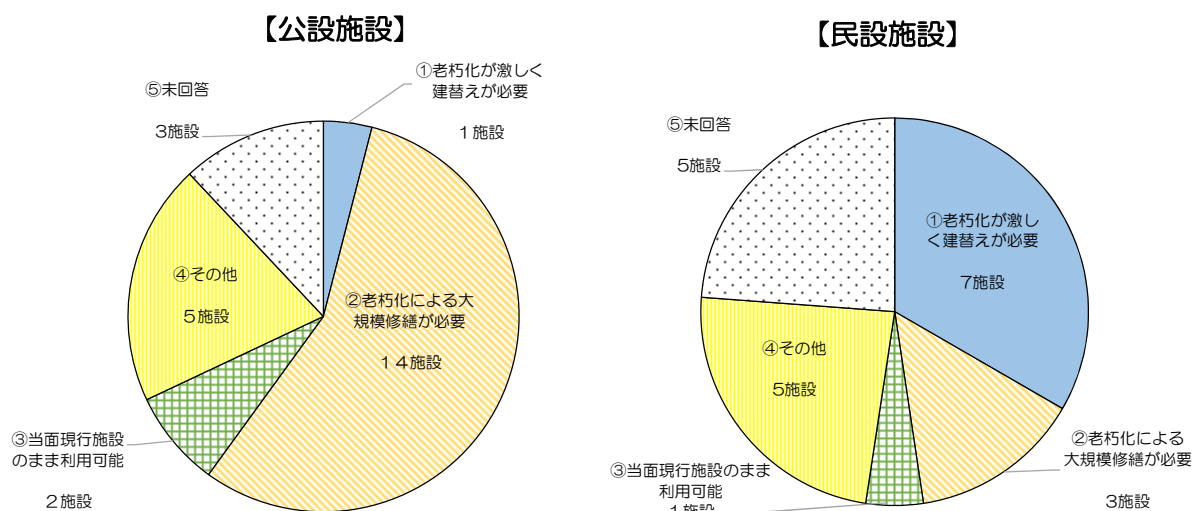
※調査の概要

本計画策定にあたり「第1次実施計画期間」における対象施設を位置付けることを目的に、平成29（2017）年9月に、各施設運営法人に対して、施設建替え、大規模修繕等に関する意向調査を実施したものです。

（1）現在の施設の躯体・設備の老朽化の進行度合い

- 公設施設では、「老朽化による大規模修繕が必要」との回答が最も多くなっており、民設施設では、「老朽化が著しく建替えが必要」との回答が最も多くなっております。

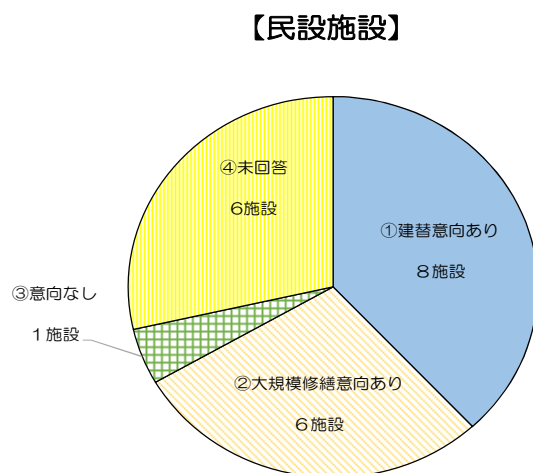
図 現在の施設の躯体・設備の老朽化の進行度合い（【公設施設】25施設、【民設施設】21施設）



(2) 今後10年間の建替え・大規模修繕実施の意向（民設施設）

- 建替えの意向がある法人施設は、特別養護老人ホーム1施設、障害者通所施設7施設の合計8施設となっています。

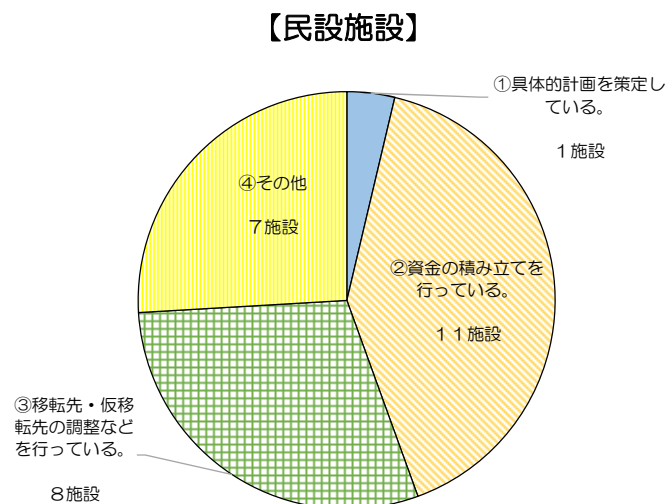
図 今後10年間の建替え・大規模修繕実施の意向（【民設施設】21施設）



(3) 施設老朽化対策の検討・準備の状況（民設施設）

- 「資金の積み立てを行っている」が最も多く、次いで、「移転先・仮移転先の調整等を行っている」となっています。
- 本計画に基づく再編整備の実施にあたり、民設施設の建替え実施時期や施設規模等については、施設の老朽化の状況等を勘案し、各法人の意向や、積立、検討状況等を踏まえながら、調整が必要です。

図 施設老朽化対策の検討・準備の状況について（【民設施設】回答施設数16施設、複数回答可）



【主な法人意見（自由記述）】

- ・老朽化がかなり進んでおり、設備の破損等もある。
- ・今後10年弱程度であれば利用可能であるが、全体的な補修・交換が必要になることは時間の問題である。
- ・建替え等の意向はあるものの、財政状況も厳しく、具体的な目途が立っていない。

第5章 再編整備に向けた基本的な考え方（基本計画）

高齢者・障害児者福祉施設の再編整備に当たっては、将来にわたり福祉ニーズに的確に対応しながら、必要な施設サービスを持続的に提供することが求められ、施設や施設用地の効率的・効果的な活用や、民間による質の高いサービスの安定的な提供等を図るため、以下の基本的な考え方に基づいて取組を進めます。

1. 施設の老朽化への対応

（1）長寿命化への対応

- 老朽化した施設では、利用者の居住環境の悪化や安全面の不安、躯体や設備の不具合、施設運営面での非効率等、機能性の低下が懸念されます。
- 事故等を未然に防ぎ、良好な環境を保つためには、老朽化が進む施設の改修や建替えを進めつつ、その他の施設についても機能や性能、安全性を良好に保つことができるよう適切な保全を行っていく必要があります。
- しかし、施設の建替え等には多大な費用を要することになります。
将来的な財政負担の観点から、現施設をできるだけ長く活用することが重要であり、老朽化や将来の維持管理費の負担等を考慮しながら、法定耐用年数をさらに上回る長寿命化（「本市公共建築物長寿命化に向けた実施方針」による60年以上）を図ることを原則に、大規模修繕等の取組みを推進します。
- また、従来の老朽化に伴う故障等が発生してから修繕を行う「事後保全」の考え方から、躯体保護工事や主要設備の計画的な更新等に基づき改修を行う「予防保全」の考え方に転換し、長寿命化を図ることも、施

設の安全性の確保や、財政負担の軽減の観点から重要であり、計画的な保全を図っていきます。

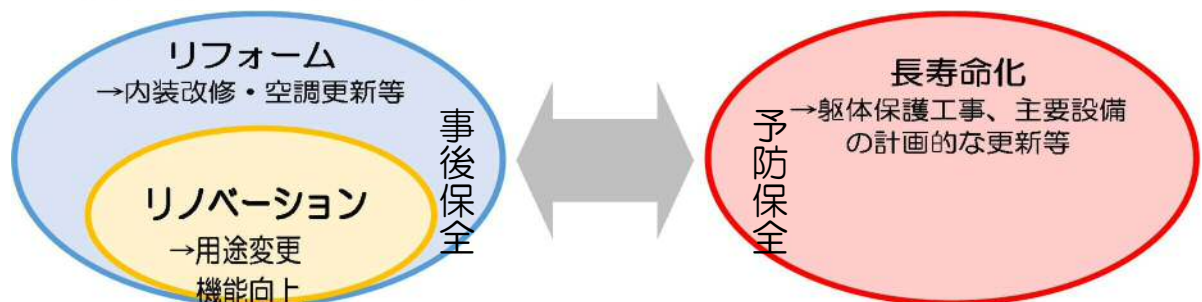
健康福祉局所管施設の老朽化等の対策について

・各対策手法の基本的な考え方

種 別	区 分	概 要
建 築 (インシャルコスト)	新 築	更地に新しい建物を建築すること
	改築（建替）	既存建物を除去し、既存と同様の新しい建物を建築すること
維持・保全 (ランニングコスト)	リフォーム	内装材料・設備機器の劣化対策や、現状復帰のための修繕工事及び軽易工事
	リノベーション	上記リフォームに加え、用途変更、機能付加することにより建物の質の向上や使われ方を変え、付加価値を与える行為
	長寿命化※	計画的な躯体保護工事により、躯体劣化の進行を防ぐこと。建替サイクルをこれまでの約35年～40年から60年以上とする。 但し、相応の築年を経ているものについては、今後計画的に躯体保護工事を施しても、築60年以上まで使用可能かについては個別に判断が必要。

※本市の取り扱いとしては、躯体長寿命化に合わせた、主要設備の計画的な更新も長寿命化対策として予算措置されている。

・維持・保全の基本的な考え方



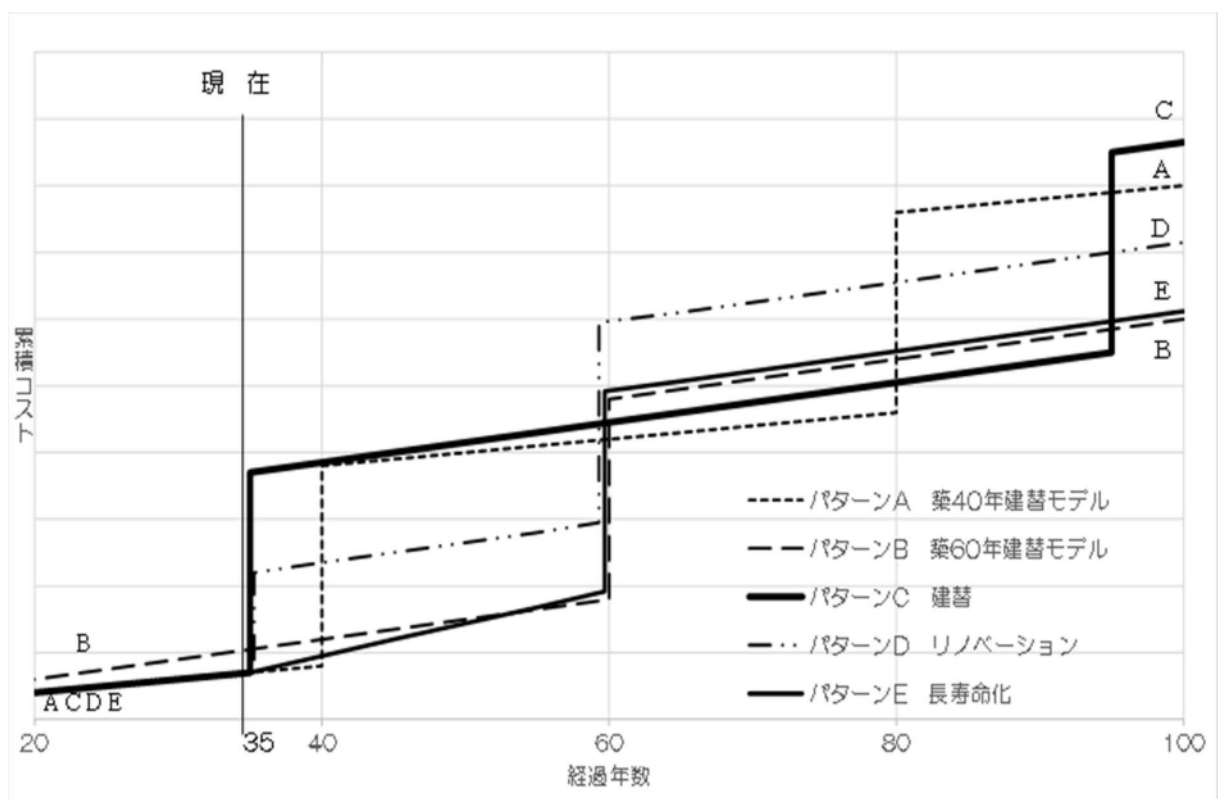
現状復旧のためのリフォームや、用途変更・機能向上を伴うリノベーションを行った場合のみでは、躯体の劣化を防ぐことにはならない。施設の長寿命化を図るためには、躯体保護工事を行う必要がある。

各施設再編の判断においては、上記ランニングコストと新築や改築に必要なインシャルコストの組み合わせによる、ライフサイクルコストの比較も必要と考える。

・ライフサイクルコストモデル比較

・パターンの考え方

- パターンA：竣工後、事後保全のみ実施し、40年ごとに建替え
- パターンB：竣工後、長寿命化等計画的な保全を行い、60年ごとに建替え
- パターンC：築35年で建替え。以後パターンBと同様
- パターンD：築35年でリノベーションを実施し、以降長寿命化等計画的な保全を行い、築60年で建替え。以後パターンBと同様
- パターンE：築35年以降、長寿命化等計画的な保全を行い、築60年で建替え。以後パターンBと同様



・施設整備の基本的な考え方

- ・老朽化や将来の維持管理費の負担等を考慮しながら、必要に応じてリノベーション（パターンD）も含めた検討を行いつつ、長寿命化（パターンE）を図り60年以上施設を使用することを原則とする。
- ・老朽化が著しいなど建て替えにメリットがある場合、長寿命化では施設の課題解決には繋がらない場合、施設規模により経営課題のある場合は、概ね入所35年以上、通所40年以上にて建替えを可能とする。（パターンC）

- ただし、既に老朽化が著しいなど建替えにメリットがある場合、施設規模により経営に課題のある場合もあることから、60年以上の長寿命化を図ることを原則としつつも、個々の施設の老朽化状況や、長寿命化を行う場合の将来的な経費負担等を考慮し、建替え等を実施することも可能とします。
- この場合、これまでの建替えサイクルや、施設の耐用年数を考慮して、入所施設は概ね築35年以上、通所施設は概ね築40年以上（軽量鉄骨造は概ね築20年以上）の場合について、補助金等に係る処分制限期間を緩和し、計画的な建替え等を可能とします。

（２）公有地の積極的活用

- 特別養護老人ホームや障害者支援施設は、高齢者や障害者の方々の生活の場であるとともに、その他の福祉施設についても、多くの方が日々利用し、また、そこで働く職員がいる実態に鑑みれば、施設サービスを中断して建替え等を行うことは難しい状況にあります。
- こうした状況において、現地建替えを行う場合においては、建設中においてもサービス継続の必要性があることから、利用者及び施設職員の受入れ先の確保が必要となります。
- また、同一敷地内での建替えは面積等の関係で難しい場合が多く、また、近隣等における建替え用地の確保についても、市内に適した土地が限られていること、都市部の地価高騰等により困難な状況にあります。
- このように、法人が新たな建替え用地を取得することが困難な状況にあるといった課題があることから、現在、市有地を貸与している施設の建替えにあたっては、引き続き、市有地を貸与することで、福祉基盤の確保を図ります。

- 市内には福祉施設として適切な公有地が不足していることから、福祉施設の再編により生じた建替え移転後の跡地等については、既存施設を除却し、他の福祉施設の建替え用地や、新設施設の整備用地とするなど、市有地の有効活用を図っていきます。
- 隣接地の確保や移転整備に課題があることから、現地建替えを行う施設については、既に移転した除却前の施設を活用するなど現利用者等の仮移転先を整備し、一時的に移転したうえで、既存施設の除却・現地建替えを進めます。
- 市有地等の活用にあたっては、サービスの継続性を考慮して、移転と建替えを一体的に行う必要があることや、一時期にすべての建替え用地等を確保することが困難であることから、跡地等を次の建替え用地、仮移転先として活用を図るなど、市内全体で用地等の調整を行い、計画的、段階的に再編を行う必要があります。そのため、現行の施設運営法人とも協議を行いながら建替え年次や移転先等の調整を図っていきます。

2. 公設施設の再編整備

(1) 公設施設再編の方向性

① 現状と課題

- 川崎市では、民間による福祉サービスの普及が進まない頃から、市民福祉の増進を目的に、多種多様な高齢者・障害児者福祉施設を整備し、本市福祉施策の先導的な役割を果たしてきました。
- 介護保険制度、支援費制度前の措置制度時代には、民設による整備と合わせ、公設により整備を推進してきました。
- しかし、福祉ニーズに対応するため、新たな施設の整備費用に加えて、これまで整備してきた施設も経年による老朽化が進み、修繕費や維持管理経費等も増加するとともに、建替え時期にはさらに多大な経費が必要となるなど、施設維持管理に要する財政負担の増加も課題となっています。
- 特別養護老人ホームについては、定員規模が比較的小さい施設が多いことや、多床室を中心とした施設が多く、運営面での採算性確保や、入居者のプライバシーの配慮等、運営上の工夫が必要な施設もあります。
- 障害者支援施設については、築後の経過年数に応じて、障害者の高齢化や重度化等への対応が必要となる状況も想定されること、在宅生活を支えるためのサービスの拡充が求められていることなどから、老朽化による建替え等の実施にあたっては、プライバシーへの配慮や入居者の状態に応じた施設機能の変更、ショートステイの拡充等について、検討が必要です。

- また、少子高齢化のさらなる進展、核家族化等、社会経済情勢の変化に伴い、福祉ニーズがこれまで以上に複雑多様化、増大化する中、介護サービスの充実等、多岐にわたるニーズに的確かつきめ細かに対応していくためには、公施設を中心に福祉サービスを提供していくことに課題が生じています。
- 公施設のうち、指定管理施設については、平成15（2003）年の地方自治法の改正により、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減等を図ることを目的とした「指定管理者制度」が導入されたことから、本市においても、平成18（2006）年度から一部の施設を除き、高齢者・障害児者福祉施設について、積極的に「指定管理者制度」を導入し、民間の能力の活用により運営を行ってきました。
- 福祉施設については、利用者への安定的なサービスの提供を行うことが望まれますが、制度導入から10年が経過する中で、指定管理施設は原則5年ごとの更新のため、長期的な視点での運営、人材確保・育成に課題があるとともに、指定管理者の判断だけで利用者のニーズの変化に対応しにくい等の課題があることや、利用者にとっても事業者の変更によるリスクへの不安があります。
- また、民施設では、介護保険や障害者総合支援法の報酬等の範囲で、修繕等の維持管理費を含め施設運営を行っている一方で、指定管理施設では、本市の特別養護老人ホームや、障害者支援施設等では、100万円以上の修繕等の維持管理費は、行政が負担している状況となっています。

② 公設施設の再編の必要性

- 公設施設におけるサービスの限界や、施設の維持管理費等の負担、指定管理施設における課題がある中、介護保険制度や支援費制度が導入され、措置から契約に移行したことに伴い、民間における類似のサービスが広がり、福祉サービスの提供主体となり得る意欲と能力を備えた民間事業者の増加や、制度の定着が図られてきたことから、施設によっては市が設置・運営する意義が薄れてきた施設も多くなっています。
- こうした状況を踏まえ、行政が果たすべき役割は、直接的なサービス提供から、民間事業者に対する助言・指導、連携・協調、支援等を通じたサービスの質の向上や、福祉基盤の整備、制度全体のコーディネート等、行政でなければ対応できない分野において期待されています。
- 平成28（2016）年3月に策定した川崎市行財政改革プログラムにおいて、「市民サービス向上に向けた民間部門の活用」を位置付けており、内容は次の通りです。

ア. 指定管理者制度導入施設の管理運営手法の見直し

指定管理者制度導入施設について、業務の継続性、市民サービスの向上等を前提に、施設の譲渡等による更なる民間活用の可能性を検討するものとし、具体的な取組内容として、指定管理者制度を導入している公設の特別養護老人ホームなどに関する譲渡等の可能性の検討や、譲渡等の検討対象施設の個々の課題の検証と課題解決に向けた調整等を行うこととしています。

イ. わーくすの管理運営体制のあり方の検討

大島、中原のわーくす施設の老朽化が進んでいることから、民間活力の活用等のさまざまな手法による施設のあり方、運営手法等について検討を進めることとしています。

ウ. 公設福祉施設の管理運営手法のあり方の検討

公設福祉施設について、当面、指定管理者による運営を継続するとともに、今後の管理運営のあり方について、民間への譲渡等も含め検討を進めるものとし、具体的な取組内容として、老朽化に伴う建替えと指定期間更新の時期等を考慮した施設ごとの管理運営手法を検討することとしています。

- そこで、川崎市行財政改革プログラムを踏まえ、これまで行政が主として提供してきた公設施設による福祉サービスについては、意欲的で、能力の高い民間事業者に委ね、行政は、民間事業者との連携、支援を強化することによって、より効果的な事業展開を図るとともに、これら民間活力を最大限に活かしながら、より低コストで良質なサービスの提供に向けて、公設施設の見直しを進めていく必要があります。

③ 公設施設の再編の方向性（民設民営化の進め方）

- 民間によって質の高いサービスが十分に提供されている分野については、設置主体を民間に転換し、長期的な視点に立った施設運営や、施設運営法人の判断による利用者ニーズに応じたサービス内容の変更、計画的かつ迅速な施設設備の更新、さらには、利用者、家族、関係機関等との継続した関係性の構築を可能とし、より安定的、効果的にサービス提供できるよう、公設施設の民設民営化を進めます。

○ 具体的には、①質の高いサービスの安定的な提供、②利用者のニーズに応じた柔軟なサービスの提供、③計画的かつ迅速な施設設備の更新を図るため、以下の方向性により対応します。

ア. 民間によるサービス提供が可能であり、築年数が比較的新しく引き続き利用可能な公設施設については、指定管理期間の更新時期を捉えながら、公募による有償譲渡、又は無償貸付により民設化を進めます。

イ. 老朽化の状況等から、建替え等の対策が必要な施設については、建替え等の対策と合わせて、施設を運営する民間事業者を公募することで民設化を進めます。

ウ. 民間により十分にサービスが提供されるようになっている公設施設は原則として廃止するとともに、民間事業者によるサービス提供への移行を進めます。

○ 一方、地域支援や他施設との調整機能を有するなど、公設である必要性の高い施設、給付費のみでは運営が困難である施設や、措置費精算方式で収益が出ない仕組みである施設、民間によるサービス提供が進まない施設等は、引き続き指定管理者制度により運営を行っていきます。

④ 公設施設の民設化にあたっての留意点

○ 経営主体が、市から民間事業者に移管することによって想定される懸案事項については、特に以下の点に留意しながら改善に努めることとします。

ア. 移管に伴い、従前のサービス水準が低下しないよう適正な水準維持に配慮することとします。また、利用者やその家族に対しては、不安解消に向け、民設化のメリットを含めサービス内容の十分な説明を行

うことや、相談体制の充実に努め、民設化について理解を得ることとします。

イ．業務の公益的性質上、経営状況のほか、サービスの質の確保等、定期的に検証する必要があることから、移管先法人による第三者評価の受審等のシステム構築について検討を行うこととします。

（２）譲渡・貸付による民設化の考え方

- 「公の施設」の管理運営については、平成１５（２００３）年の地方自治法の一部改正により指定管理者制度が導入されたことから、本市高齢者・障害児者福祉施設についても積極的に導入してきました。
- 一方、平成２０（２００８）年６月には『「公の施設」管理運営主体に関する方針』が策定され、公共サービスの担い手として、着実に成長を遂げている多様な民間主体を、適切に監視・指導・助言し、あるいは、連携・協調することにより、「公」と「民」の適切な関係と役割分担を確立し、適格かつ、安全な公共サービスの提供体制を構築するという考え方にに基づき、民間活用手法によるサービス提供体制への転換を図ることとし、また、『公の施設における公共サービスの提供のあり方』において、設置目的や制度の趣旨を踏まえたうえで、改めて「最適な公共サービス提供主体の選択」と「効率的な運営」について、施設利用者のサービスが確保されることを前提に検討することとしております。
- 本計画では、これらの方針、あり方にに基づき、民間による運営が可能な施設は、「譲渡」を原則とし、合築等により譲渡が困難な施設は、「貸付」により民設化を図っていきます。

① 譲渡民設化の手法

ア. 民間移行のプロセス

指定管理施設のうち譲渡可能な施設については、指定期間の満了に合わせ、現行施設の利用者の引き受け、原則として20年以上の運営、老朽化等に伴う大規模修繕は、譲渡先法人が行うこと等を条件に、法人を公募し、譲渡により民設化します。

譲渡先法人の選考にあたっては、職員確保の考え方、サービス提供や地域包括ケアシステムに関する事業提案、法人の経営状況、事業運営実績、建替え時における現行施設利用者への対応、譲渡価格等について、外部委員による総合的な評価を踏まえ決定します。

指 定 期 間					譲渡・民設化
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	
運営開始			不動産鑑定 法人募集	法人選定 譲渡契約	

イ. 整備費補助金等について

民設施設となることから、将来の建替え等の実施にあたっては、民設施設の建替え等と同様に整備費補助により法人支援を実施します。

ウ. 公有財産等の取扱い

(ア) 公設施設は、市民の大切な財産であり、また、民設施設との公平性の観点から、建物は有償譲渡とし、土地については、社会福祉法人が社会福祉事業に活用することから、無償貸付により民設化（民間移行）します。

なお、土地の貸付については、更新時に適正な運営が行われているかモニタリングを実施します。

(イ) 建物・土地については、譲渡時の目的以外に使用しないよう、契約時に条件を附します。

(ウ) 備品は、移管する施設で使用している備品のうち、法人が希望するものについては、市と協議のうえ無償譲与します。

(エ) 建物等は、引渡時の現状有姿のまま移管法人に譲渡します。

エ. 譲渡価格の算定

建物譲渡価格は、老朽化の状況等を考慮した、不動産鑑定により算出された時価から、施設種別ごとの整備費補助金相当額を減額した金額を最低譲渡価格とし、法人からの提案価格にて譲渡します。

ただし、より良いサービス提供を行える法人を選定する必要があることから、価格、及びその他の事業計画等を総合的に勘案した総合評価により譲渡先法人を決定します。

② 貸付民設化の手法

ア. 民間移行のプロセス

指定管理施設のうち合築等により譲渡が困難な施設については、指定期間の満了に合わせて、現行施設の利用者の引き受け等を条件に、法人を公募し、貸付により民間移行します。

貸付先法人の選考にあたっては、職員確保の考え方、サービス提供や地域包括ケアシステムに関する事業提案、法人の経営状況、事業運営実績、現行施設利用者への対応等について、外部委員による総合的な評価を踏まえ決定します。

指 定 期 間					貸付・民設化
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	
運営開始			法人募集	法人選定 貸付契約	

イ. 公有財産の取扱い

(ア) 社会福祉法人が社会福祉事業に活用することから、建物・土地ともに無償貸付により民設化（民間移行）します。

なお、建物・土地の貸付については、更新時に適正な運営が行われているかモニタリングを実施します。

また、社会情勢の変化や建物の状況等を踏まえ、貸付条件を変更したり、貸付を終了する場合があります。

(イ) 建物・土地については、貸付時の目的以外に使用しないよう条件を附します。

(ウ) 建物を無償貸付により民設化した施設の維持管理経費については、他の民設施設との公平性の観点から、原則として、貸付先法人の負担により実施しますが、大規模修繕に関する費用負担等については、相手先法人との協議のうえ実施します。

(エ) 備品は、移管する施設で使用している備品のうち、法人が希望するものについては、市と協議のうえ無償譲与します。

(オ) 建物等は、引渡時の現状有姿のまま移管法人に貸付けます。

(3) 建替え民設化の考え方

- 民間による運営が可能な指定管理施設については、個別施設の老朽化の状況や、将来の維持管理費の負担等を考慮しながら、老朽化が著しいなど、建替えにメリットがある場合、施設規模により経営に課題がある場合には、指定管理期間の更新時期を捉え、施設の建替えと併せ民設化します。

① 建替え民設化の手法

ア. 民間移行のプロセス

指定管理施設のうち老朽化等により建替えを行う施設については、指定期間の満了に合わせて、現行施設の利用者の引き受け等を条件に、建替えを行う法人を公募し、施設の解体・建替えにより民間移行します。

建替え実施法人の選考にあたっては、職員確保の考え方や、サービス提供や地域包括ケアシステムに関する事業提案、法人の経営状況、事業運営実績、建替え時における現行施設利用者への対応等について、外部委員による総合的な評価を踏まえ決定します。

指 定 期 間					解体、 建替え民設化
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	
運営開始			法人募集 法人選定	新施設設計	

イ. 整備費補助金等について

施設を新設する場合と同形態であることから、新設と同様に補助を行います。

また、既存施設の解体について、選定法人で行う場合には、解体費相当の補助を行います。

ウ. 公有財産の取扱い

(ア) 土地については、社会福祉法人が社会福祉事業に活用することから、無償貸付とします。

なお、土地の貸付については、更新時に適正な運営が行われているかモニタリングを実施します。

(イ) 土地については、法人選定時に定められた事業以外に使用しないよう条件を附します。

(4) 廃止・民間移行の考え方

- 民間によって質の高いサービスが十分に提供されている分野については、老朽化や利用者の状況等を踏まえ、利用者が他の事業所等で継続してサービスを受けられるよう調整を進め、民間への移行が終了した後、現施設を廃止します。

① 廃止・民間移行の手法

ア. 民間移行のプロセス

民間移行により廃止する指定管理施設については、利用者が他の事業所等で継続してサービスを受けられるよう調整を進めたうえで、指定期間の満了に合わせて、条例改正等の必要な手続きを踏まえ廃止し、民間によるサービス提供に移行します。

なお、廃止予定時期以前に利用者の移行が完了する場合には、施設を休止し、指定期間の満了に合わせ廃止手続きを進めます。

指 定 期 間					廃止後の 跡地活用
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	
運営開始				条例改正 (施設廃止)	

イ. 廃止後の取扱い

廃止後は、引き続き活用可能な建物について改修等を行ったうえで、他の福祉施設に転用するなど有効活用を図ります。

また、老朽化の状況等によっては、既存施設は解体し、他の施設の建替え用地として活用するなど、公有財産の有効活用を図ります。

(5) 民設化に伴うサービスの質の確保

- 民設化にあたっては、公募により、運営実績、経営状況等を考慮のうえ、一定の条件を満たす事業者を選定する仕組みを導入することによりサービスの質を確保します。
- 譲渡・貸付・建替えにより民設化する施設については、現利用者の受け入れを公募の条件とするとともに、事業者が変更となる場合においても、円滑に業務が継続されるよう、現指定管理者に対しては、協定書等に基づき、着実な業務の引継ぎの実施を求めます。

- 民設化後は、関係法令等に基づく、定期的な法人指導監査・施設実地指導の実施や、市有地を貸与する施設における更新時のモニタリング実施、法人の安定的な経営に向けた支援等により、サービスの質を確保します。

(6) 指定管理者制度を継続する施設の考え方

- 専門機関として重要な公的な役割を担っている施設、地域支援・調整機能を有する等により、施設運営に市の継続した関与の必要な施設、給付費のみでは運営が困難である施設、措置施設であり経常収支が厳しい施設等は、引き続き、公設施設として、指定管理者制度による運営を継続します。

3. 民設施設の再編整備

(1) 民設施設再編整備に向けた支援

① 現状と課題

ア. 施設の状況

- 社会福祉施設の状況は、施設整備時の社会情勢や施設規模、施設類型、施設を運営する法人の経営状況によってさまざまであり、また、今後の施設運営に対する法人の考え方もさまざまです。
- 公設施設と同様に、介護保険制度、支援費制度前の措置制度時代に整備された施設のうち、特別養護老人ホームについては、定員規模が比較的小さい施設が多いことや、多床室を中心とした施設が多く、運営面での採算性確保や、入居者のプライバシーの配慮等、運営上の工夫が必要な施設もあります。
- 障害者支援施設については、公設施設と同様に、築後の経過年数に応じて障害者の高齢化や重度化等への対応が必要となる状況も想定されること、在宅生活を支えるためのサービスの拡充が求められていることなどから、老朽化による建替え等の実施にあたっては、プライバシーへの配慮や入居者の状態に応じた施設機能の変更、ショートステイの拡充等について、検討が必要です。
- また、障害者通所施設では、利用者の高齢化や障害特性の多様化により環境面での改善が必要となる中で、既存の施設では支援に必要な十分なスペースが確保できていないといった課題もあります。

イ. 社会福祉法人の経営状況

- 介護報酬の改定による影響や、福祉人材の確保・定着等の課題を抱えている法人が多いことから、全国社会福祉法人との比較において、市内社会福祉法人の経営は厳しい状況となっています。

●社会福祉事業における収益状況

法人の主目的のサービス活動における収益率【サービス活動収益対サービス活動増減差額比率】

法人全国平均	26年度	27年度
	4.0%	4.3%
健康福祉局所管 49法人平均	27年度	28年度
	1.2%	1.8%

※法人全国平均：出典(独立行政法人福祉医療機構 平成27年度社会福祉法人の経営状況)

※健康福祉局所管49法人平均：平成28年度法人決算資料を基に健康福祉局が作成

収益率の分布状況(健康福祉局所管49法人)

	収益率	6%以上	4~6%	0~4%	マイナス	合計
27年度	法人数	14	5	11	19	49
	分布状況	28.6%	10.2%	22.4%	38.8%	100.0%
28年度	法人数	12	7	11	19	49
	分布状況	24.5%	14.3%	22.4%	38.8%	100.0%

※健康福祉局所管49法人平均：平成27年度、28年度法人決算資料を基に健康福祉局が作成

※全国法人のうち黒字法人平均は6.4%

出典(独立行政法人福祉医療機構 平成27年度社会福祉法人の経営状況)

② 支援の方向性

- こうしたことから、社会福祉法人の経営支援と、施設の長寿命化や建替え等に向けた支援の2つの支援を行うことで、社会福祉法人が中長期的な事業計画を策定できる環境を整えるとともに、社会福祉施設に係る行政課題の解決や社会福祉法人制度改革への的確な対応を促進していきます。
- なお、この2つの支援は、車の両輪のごとく相互に補完し合う関係にあります。法人の経営状況によっては、建替え支援によっても直ぐに建替えることが難しい施設もありますが、経営支援によって法人の経営状況を改善することによって、積立を増やすなど建替えが可能な状況に近づけていくことを想定しています。また逆に、建替え等によ

って法人の経営状況の改善や経営の安定化を図っていくことも想定しています。

③ 社会福祉法人への経営支援

- 次の考え方に基づき、地域福祉の主たる担い手である社会福祉法人を支援することで、社会福祉施設の自力更新を含めた法人の自主的な運営を可能とするとともに、地域福祉の向上、地域包括ケアの推進、施設の質の担保を図ります。

ア. 社会福祉法人の役割

- 社会福祉法人は地域における社会福祉事業の主たる担い手としての重要な役割を期待された公益性の高い非営利法人であり、社会福祉法人制度創設以降、社会福祉事業の発展に大きく寄与するとともに、長年、社会福祉法人が持つ施設やさまざまな専門職等の人材活用による地域に根差した取組を行っており、地域における大切な社会資源であり、福祉サービスの拠点となっています。
- また、福祉サービスの利用の仕組みが行政による措置から利用者との契約に移行し、株式会社やNPOなど多様な経営主体による福祉サービスへの参入が進む中、セーフティネットの一翼を担い、社会福祉事業のみならず、採算性が見込めないなど他の経営主体では対応が困難な地域の多様化・複雑化する福祉ニーズを充足するための取組を積極的に講じ、地域社会に貢献していくことが求められています。
- さらに、平成28（2016）年3月の社会福祉法の改正においては、社会福祉法人制度改革の一環として、法人の保有する財産について、事業継続に必要な財産を控除した上で、社会福祉充実財産を算定し、当該財産が生じる場合には、社会福祉充実計画

を策定し、再投下する仕組みを構築するとともに、地域における公益的な取組の実施に係る責務規定の創設等も行われました。

イ. 社会福祉法人の経営改善に向けた支援

- 近年の介護報酬の引き下げや、都市部における人材確保等の課題から、市内の社会福祉法人の収益状況は厳しく、全国平均と比べても低い状況にあり、平成28（2016）年度の決算では、約4割の法人が社会福祉事業において赤字の状況にあります。
- こうしたことから、社会福祉法人の役割に鑑み、各法人において、経営労務管理体制の強化や、人材確保等、経営改善の取組により、法人が中長期的な事業計画を策定できる環境を整えることで、施設の自力更新を含めた法人の自主的な運営を可能にするとともに、地域福祉の向上、地域包括ケアの推進、施設の質の担保を図ります。
- 具体的には、川崎市社会福祉協議会が実施する、社会福祉法人経営改善支援事業の充実により、専門家による経営相談や、法人経営に資する研修会の実施、法人経営健全化に向けた経営健全化計画作成支援、運転資金の融資制度等を実施するとともに、法人指導監査等の強化により、関係法令に基づく適正運営に資する助言・指導等を通じ、法人経営支援の取組を実施していきます。

ウ. 社会福祉法人の意識改革、社会福祉法人制度改革に対する支援

- かつて「一法人一施設」の指導が行われ、措置費と手厚い整備費補助等から、複数の施設を有しない小規模の法人での運営が可能であり、経営効率化や生産性向上に向けたインセンティブが働きにくい環境にありました。

- しかし、その後、急速な少子高齢化を背景に、福祉分野の給付費総額は急速に増大し、介護保険制度の導入や障害者自立支援法の施行などにより、行政からの委託を受けてサービスを提供する措置制度から、利用者が契約に基づきサービスを利用する仕組みに転換されました。

これにより、社会福祉法人は独立した事業者の立場に変わり、法人経営という視点が強く求められるようになりました。

- また、制度創設以来半世紀以上が経過し、社会福祉事業の拡大、民間企業等の参入、公的財政の悪化、規制緩和などの変革が起こり、社会福祉法人を取り巻く環境が大きく変化してきており、これからの社会福祉サービスは、量的拡大だけでなく、質的向上が強く求められています。

- さらに、イコール・フッティング論や社会福祉法人の内部留保への批判など、社会福祉法人の役割が厳しく問われている状況を背景として、国において社会福祉法人制度改革が議論され、平成28年3月には、社会福祉法が改正されました。

- このように、社会福祉法人には、環境の変化に的確に対応しつつ、経営の意識を持ちながら、新たなニーズに添えていくことが求められていることから、経営に対する意識の醸成や社会福祉法人制度改革への的確な対応に向けた支援を実施していきます。

エ. 福祉人材の確保、定着、育成に対する支援

- 社会福祉法人の経営状況が厳しい要因の一つとして、福祉人材の不足があり、社会福祉法人のほとんどが、法人の経営、施設運営に関する課題として、福祉人材を挙げています。将来的にも、さらなる人材不足が懸念されており、さらに厳しい状況が想定されています。

- こうした状況を踏まえ、「かわさきいきいき長寿プラン」に基づく、介護人材の呼び込み、就労支援、定着支援、キャリアアップ支援の4つの取組を柱に、介護ロボットや外国人介護人材の活用等による対応や、「かわさきノーマライゼーションプラン」に基づく、重症心身児者等への医療ケア従事者の養成や、コミュニケーション支援員の養成等により介護人材確保に向けた支援を行います。

④ 施設の長寿命化、建替え等に向けた支援

ア. 市有地貸与による法人支援

- 市有地の貸与により運営されてきた民設施設については、民間が独自に用地確保を行うことが困難な場合には、老朽化に伴う建替え時にも、引き続き市有地を無償貸与することにより、福祉基盤の整備を促進していきます。
- なお、市有地の貸与の継続にあたっては、既存施設におけるサービスの提供に関するモニタリングを実施します。
- 対象施設は、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、障害者支援施設、障害者通所施設（原則として、生活介護を提供する事業所）、障害者地域生活支援センター、障害児入所施設、療育センターとします。

イ. 施設建替え等に対する支援

- 民設施設においても、施設の老朽化による大規模修繕等の長寿命化対策や、今後、建替え等の対応が必要となる施設が多数あり、喫緊の課題となっております。
- 民設施設の長寿命化、建替え等については、介護保険制度及び支援費制度への転換によって報酬に減価償却費が上乗せされて積み立てられることから、増員分のみの補助としており、原則として法人対応となります。
- しかし、施設を運営する市内法人の厳しい経営状況や、建設費の高騰等により、建替えや大規模修繕に向けた積立資産を有しない法人が多数ある状況です。
- そうした中、社会福祉施設の多くを運営する社会福祉法人は、地域福祉の主たる担い手であり、法人の公益性・非営利性や施設利用者のことを鑑みると、法人の安定的な経営を図る必要がありますが、小規模施設や老朽化した施設においては収益を出しにくい状況があることから、建替えや長寿命化によって改善を図ることも必要となります。
- また、建替え、長寿命化を推進することは、課題となっている利用者の居住環境の改善や安全の確立、老朽化による不具合や非効率の解消とともに、定員増や機能の追加による施設不足の解消、福祉ニーズの変化への対応、地域包括ケアシステムの推進等を図ることが可能となります。
- 一方、この計画では、公設施設の民設化を進めていきますが、一定程度老朽化した公設施設を社会福祉法人が引き受けるためには、将来的な建替えや長寿命化対策についても、一定の公的支援など、

社会福祉法人が引き受けやすい環境を整備することが求められます。

○ こうしたことから、介護報酬や建設費の状況などの社会情勢、社会福祉法人の経営状況や積立金、その他の資産の状況等を勘案しながら、建替え、長寿命化に対する必要な支援を実施していきます。

○ なお、施設の長寿命化を図ることを前提に、長寿命化が困難な施設や施設規模により経営に課題がある施設等については、施設の老朽化の度合い、施設の耐用年数を考慮して、入所施設は概ね築35年以上、通所施設は概ね築40年以上（軽量鉄骨造は概ね築20年以上）を一定の判断基準とし、施設老朽化調査（法人負担）による客観的判断を踏まえ、建替え等に対する支援を行います。

また、既存施設の補助金等に係る処分制限期間を緩和することで、計画的な建替え実施について支援します。

（ア）建設費補助の見直し

○ 関係制度の改正や施設建設コストの増減など、施設運営や施設整備に対する環境が変化しているなかで、整備費補助のあり方についても、社会情勢の変化を踏まえた対応が必要となっています。

○ 民設施設の建替えにあたっては、介護保険制度及び支援費制度への転換によって報酬に減価償却費が上乗せされて積み立てられるようになっていきます。

○ しかしながら、旧・措置制度下では減価償却費等の積み立てが認められていなかったことから、介護保険制度及び支援費制度前の開設施設については、建替え時に減価償却費を積み立てられなかった期間に応じた補助を行います。

(イ) 特別養護老人ホーム整備費補助のスキーム

【新設時（増員時）】

- ・ 355万円／床、民有地加算100万円／床
- ・ 多床室加算（定員の中の多床室の割合に応じて建設費補助金に係数（最大5割）を乗じた金額を補助）

【建替え時】

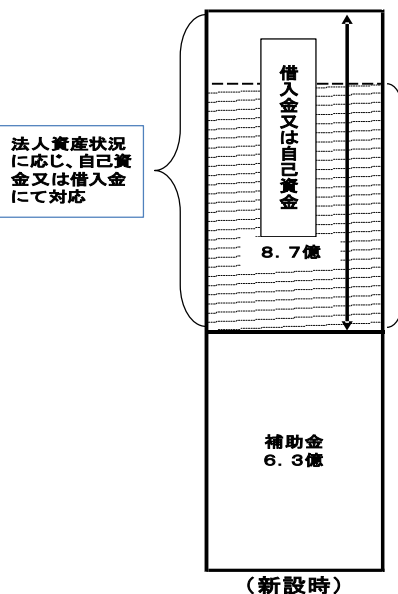
- ・ 増床分は、新設時と同様の単価を補助
- ・ 既存床分は、新設時の補助単価から、介護保険制度開始以降に積み立てられていると想定される減価償却費に相当する額を差し引いた金額を補助
- ・ 建設費高騰により必要に応じた補助※1)
- ・ 既存施設解体に伴う補助※2)

（※1、※2）建築費高騰に対する補助、既存施設の解体補助は、建替え実施時期における建築単価等を考慮しながら、具体的な支援内容を検討。

特別養護老人ホームの建設資金イメージ

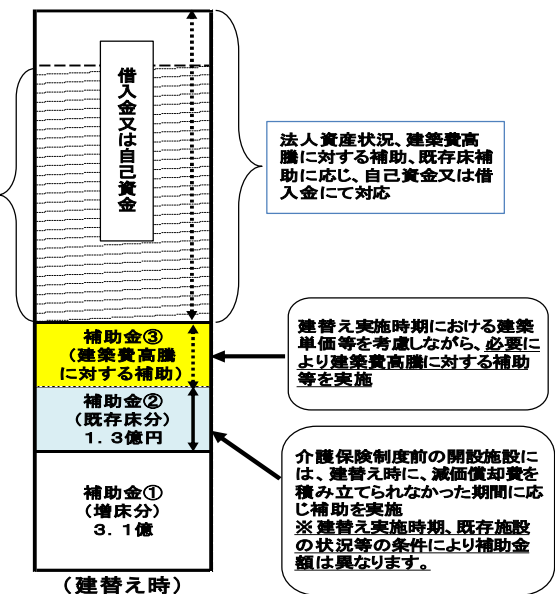
【新設の前提条件】

定員：120人（入所100人・短期入所20人）
居室形態：ユニット60人・多床室60人
構造：RC構造
建築費：15億円を想定



【建替えの前提条件】

既存定員：70人（短期入所含む）
建替え後の定員：120人（入所100人・短期入所20人）
建替え後の居室形態：ユニット60人・多床室60人
構造：RC構造
建築費：15億円を想定



【補助金②の試算条件】

- ・ 昭和58年築（介護保険制度施行以降18年経過）
- ・ 既存建物取得費：4億円
- ・ 建替え時期：平成30年度（築35年での建替え想定）
- ・ 減価償却期間：39年間、定額法により計算

※既存施設解体を伴う場合は、別途、解体費補助を実施

(ウ) 障害者支援施設・通所施設（生活介護を提供する施設に限る。）の補助スキーム

【新設時(※1)】

- ・整備費用の $3/4$ （ただし、拠点型通所施設については、法人負担分（整備費用の $1/4$ ）の $3/4$ も補助）

(※1)「公施設の建替え民設化」については、施設を新設する場合と同形態であり、「譲渡・貸付による民設化後の建替え」については、減価償却費の十分な積立が困難なことから、新設時と同様の補助率を適用。

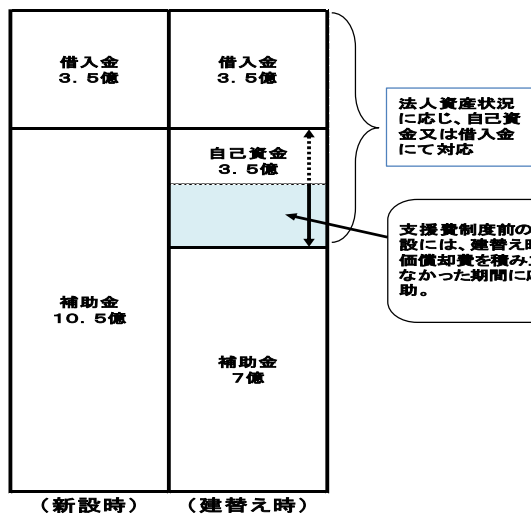
【建替え時】

- ・建替え費用の $1/2$ + 支援費制度開始前に積み立てられなかった減価償却費に相当する金額
- ・障害者自立支援法施行前に、市独自に整備した旧「障害者地域福祉活動ホーム」は、軽量鉄骨で耐用年数が短く、他の施設と同等の水準で建替えるには十分な資金が積み立てられていないため、新設時と同様の補助率を適用。
- ・増員分は、新設時と同様の補助率を適用。
- ・既存施設解体に伴う補助金(※2)

(※2)既存施設の解体補助は、建替え実施時期における建築単価等を考慮しながら、具体的な支援内容を検討。

障害者支援施設の建設資金イメージ

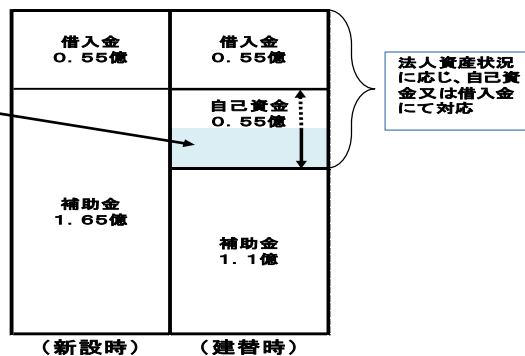
【前提条件】
定員：65人（短期入所含む）
構造：RC構造



※築40年で建て替えとした場合
年間1,750万円の減価償却費引当を想定

障害者通所施設の建設資金イメージ

【前提条件】
定員：生活介護60人
構造：軽量鉄骨造



※築40年で建て替えとした場合
年間270万円の減価償却費引当を想定

(エ) 建築費高騰、施設解体に対する支援

- 施設建設費については、引き続き高騰が見込まれており、施設整備を取り巻く環境は厳しい状況となっています。
- 施設の建替えに際しては、安定的なサービス提供の確保等の観点から、建築単価が高騰している場合にあっては、法人が計画的に建替えを実施できる環境を整備することが求められます。
- こうしたことから、建替え実施時期に建築費が高騰している場合には、緊急的な対応として、必要に応じ建築費高騰に対する補助を実施します。
- また、建替え実施にあたり既存施設の解体を実施することとなりますが、既存施設の減価償却費には施設の解体費用が含まれていないことを考慮し、既存施設の解体を伴う場合には、解体費補助を実施します。

ウ. 長寿命化等に対する支援

民設施設においても、老朽化や将来の維持管理経費の負担等を考慮しながら、できるだけ長く施設を活用することが重要となります。

施設長寿命化のための大規模修繕実施にあたっては、原則として法人対応となりますが、法人の経営状況や金利等の情勢に左右されず修繕が実施できる環境を整備する必要があることから必要な支援を行ってまいります。

4. 新たな課題・ニーズへの対応

(1) 福祉ニーズの増加・多様化への対応

- 少子高齢化の進展に伴い要支援・要介護高齢者や認知症高齢者等が増加しています。

また、障害者基本法の改正により、障害の範囲が拡大し、障害者手帳の交付を受けていない、何らかの支援が必要な方が増えるとともに、高齢化に伴い要介護状態となって障害者手帳を取得する方が増加しています。

- このように福祉ニーズの増加に伴い施設が不足していることから、今後も必要となる高齢者・障害児者福祉施設について、「かわさきいきいき長寿プラン」「ノーマライゼーションプラン」「障害者通所事業所整備計画」等に基づく整備を推進するとともに、施設の建替え等の更新時には、利用定員の拡充を図ることで、新設整備と併せて必要数を確保していきます。

- 高齢者や障害者の増加に伴う医療依存度の高い要介護高齢者の増加や、医療的ケアなど、加齢に伴う障害の重度化・重複化への対応が求められています。

また、核家族化の進行など家族構成の変化に伴い、単身高齢者・高齢者のみ世帯等の増加や老々介護が社会問題となっており、障害者についても、高齢化の進展による障害者自身の高齢化とその家族の高齢化が進むなど、家庭内での介護力の低下が懸念されます。

一方、半数以上の高齢者が、介護が必要となっても在宅生活を希望するとともに、自宅以外での生活を考える高齢者の多くが「家族の負担」を理由としています。

また、在宅に比べ施設サービスは高額な費用が必要となることから、在宅生活や地域生活を支援する仕組みが必要となっています。

- こうした状況から、施設の建替え等の更新に合わせ、医療依存度の高い高齢者、高齢障害者の受け入れの推進、可能な限り在宅生活が継続できるよう地域密着型サービス、ショートステイなど新たな機能を追加するなど、ニーズの多様化に対応した取組を進めていきます。

(2) 施設整備時の経過・経緯等を踏まえた対応

- その時々々の社会情勢等により施設設備等の基準が変更されてきていることで、整備時期によって一人当たりの面積や、多床室のプライバシーへの配慮に差異が生じています。
- 特別養護老人ホームにおいては、国の基準面積の推移により、措置費制度時代の施設では、比較的小規模で、従来型多床室を中心とした施設が多く、事業収益が厳しい状況にあります。
また、障害者施設においては、発足時の経緯等により、小規模で経営基盤が十分でなく、給付費だけでは運営が困難な施設が多い状況です。
- こうしたことから、施設整備時の状況等を踏まえ、大規模修繕や建替えによる施設規模の拡大や設備の変更、利用者の居住環境の改善、及び施設を運営する社会福祉法人の経営環境の改善等の対応を推進します。

(3) 地域包括ケアシステムに資する取組

- 少子高齢化の進展や人口減少社会への突入、社会保障費の増大を背景として、介護を必要とする高齢者をはじめ、支援を必要とするすべての人が、できる限り住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスの連携した包括的な支援を適切に提供できる地域包括ケアシステムの構築が求められています。

- 川崎市では、高齢者をはじめ、障害者や子ども、子育て中の親などに加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含めた全ての地域住民を対象として、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現をめざし、時代や社会状況に応じて常に進化した取組を進めていくことを目的に、「川崎市地域包括ケア推進ビジョン」を平成27（2015）年3月に策定しています。
- 推進ビジョンは、全市に共通する基本的な考え方を明確化したものであり、関連する個別計画の上位概念として位置づけていることから、高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画においても、推進ビジョンの理念を踏まえた取組を推進していきます。
- 特別養護老人ホームの建替え支援（補助金事業）に当たっては、地域交流スペースの積極的活用等、地域包括ケアシステムに資する取組を行うことを条件とするなどにより、地域包括ケアシステムを推進していきます。

5. 計画的・段階的な再編

- 福祉施設再編整備計画の実施にあたっては、財政負担が大きく、建替え等の用地が不足している中、対象となる施設も多く、施設によって整備年次や老朽化等の状況も異なることから、中長期的な取組が必要となります。
- そのため、厳しい財政状況への影響を考慮し、関連する各計画における新設整備を含め、事業費全体の規模を勘案しながら調整を行うとともに、各年度における財政負担の平準化を図りながら進めます。
- また、サービスを継続しながらの現地建替えが現実的に難しいことから移転と建替えを一体的に行うことや、再編によって生じた施設跡地等を次の建替え用地、仮移転先として活用するなど、市内全体で再編する施設や用地等の調整を行います。
- 再編整備に当たっては、10年ごとの実施計画を策定し、計画的・段階的に進めます。

第6章 高齢者・障害児者福祉施設再編整備第1次実施計画

1. 施設ごとの方向性、取組の考え方

(1) 公設施設の再編整備

① 特別養護老人ホーム

特別養護老人ホームについては、民間により質の高いサービスが十分に提供されるようになってきたことから、老朽化が進行していない施設は、現行の指定管理期間が経過した後に、譲渡又は貸付により民設化を図ります。

また、老朽化が著しい等、建替えにメリットがある施設、施設規模により経営に課題がある施設については、老朽化の状況、用地確保の調整を踏まえながら、建替えによる民設化を図ることとし、「長沢壮寿の里」については、「川崎市高齢社会福祉総合センター」の移転後、現地での建替えを進めます。「多摩川の里」については、現指定管理期間終了後、貸付により民設化を図るとともに、現在、整備を予定している「中原老人福祉センター」の移転後の跡地活用を含め、建替えによる再編整備に向け検討を行います。

【計画期間の取組】

施設類型	施設名	事業内容・目標				
		平成30（2018） 年度	平成31（2019） 年度	平成32（2020） 年度	平成33（2021） 年度	平成34～平成39 （2022～2027） 年度
特別養護老人ホーム 【公設】 公設の特別養護老人ホームについては、譲渡・貸付・建替えにより民設化を進めます。	●指定管理者による施設運営 ・夢見ヶ崎	継続実施	事業者選定手続き	→	譲渡・民設化	事業推進 →
	●指定管理者による施設運営 ・すみよし	継続実施	事業者選定手続き	→	譲渡・民設化	事業推進 →
	●指定管理者による施設運営 ・ごだなか	継続実施	事業者選定手続き	→	譲渡・民設化	事業推進 →
	●指定管理者による施設運営 ・ひらまの里	継続実施	事業者選定手続き	→	貸付・民設化	事業推進 →
	●指定管理者による施設運営 ・陽だまりの園	継続実施	事業者選定手続き	→	譲渡・民設化	事業推進 →
	●指定管理者による施設運営 ・しゅくがわら	継続実施	事業者選定手続き	→	譲渡・民設化	事業推進 →
	●指定管理者による施設運営 ・長沢壮寿の里	継続実施	事業者選定手続き	→	建替え・民設化	事業推進 →
	●指定管理者による施設運営 ・多摩川の里	継続実施	事業者選定手続き	→	貸付・民設化	事業推進 →

② 養護老人ホーム

養護老人ホームについては、措置施設であり経常収支が厳しいことから、公設施設については当面指定管理者制度による運営を継続するものとし、老朽化に伴う建替え時期に民設化を図ります。

また、措置費精算方式による運営形態により、建替え費用の積み立てが困難であることから、将来の建替えを行う場合には、補助のあり方について別途検討します。

【計画期間の取組】

施設類型	施設名	事業内容・目標				
		平成30（2018） 年度	平成31（2019） 年度	平成32（2020） 年度	平成33（2021） 年度	平成34～平成39 （2022～2027） 年度
養護老人ホーム 【公設】 公設の養護老人ホームについては、引き続き指定管理者制度により運営を継続し、老朽化に伴う建替え実施の際、民設化を検討します。	●指定管理者による施設運営 ・恵楽園	継続実施			指定管理者制度更新 （期間H33～）	指定管理者更新 →

③ 老人デイサービスセンター

老人デイサービスセンターについては、民間で十分なサービス提供がされる状況となっていることから、現行の利用者が他の事業所において継続してサービスを利用できるよう対策を講じることを条件に、指定管理期間の更新時には、現施設を廃止します。

なお、廃止後については、「久末老人デイサービスセンター」は、障害者通所施設の移転用途として活用するとともに、その他の施設についても、効果的な活用方法を検討します。

【計画期間の取組】

施設類型	施設名	事業内容・目標				
		平成30（2018） 年度	平成31（2019） 年度	平成32（2020） 年度	平成33（2021） 年度	平成34～平成39 （2022～2027） 年度
老人デイサービスセンター 【公設】 公設の老人デイサービスセンターについては、民間事業所による十分なサービス提供がされる状況となっていることから、現行の利用者が他の事業所において継続してサービスを利用できるよう対策を講じうえで廃止します。	●指定管理者による施設運営 ・さいわい老人 デイサービスセンター	事業廃止 （平成30年度末）	効果的な跡地活用			→
	●指定管理者による施設運営 ・多摩老人福祉センター デイサービスセンター	事業廃止 （平成30年度末）	効果的な跡地活用			→
	●指定管理者による施設運営 ・久末老人 デイサービスセンター	事業廃止 （平成30年度末）	効果的な跡地活用			→
	●指定管理者による施設運営 ・井田老人 デイサービスセンター	継続実施		事業廃止 （平成32年度末）	効果的な跡地活用	→

④ 障害者支援施設

障害者支援施設については、民間により質の高いサービスが十分に提供されるようになってきたことから、老朽化が進行していない「れいんぼう川崎」については、現行の指定管理期間が経過した後に、譲渡により民設化を図ります。

なお、施設機能としては、地域リハビリテーションの枠組みにおける専門的支援を提供する施設として、引き続き、機能の継続について検討します。

「柿生学園」については、老朽化が著しい等、建替えにメリットがあることから、老朽化の状況、用地確保の調整を踏まえながら、現地での建替えによる民設化を図ることとし、建替え時の仮移転先等の調整を進めます。

なお、建替え実施までの期間は、指定管理者制度により引き続き、公設施設として運営を継続します。

「井田重度障害者等生活施設」については、運営実績を定期的に評価する必要があるなど、行政の関与が強く求められる施設であるため、指定管理者制度により引き続き運営します。

【計画期間の取組】

施設類型	施設名	事業内容・目標				
		平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34～平成39 (2022～2027) 年度
障害者支援施設【公設】 公設の障害者支援施設については、譲渡・建替えによる民設化を進めます。なお、公設施設として引き続き設置する必要性が高い施設は指定管理者制度による運営を継続します。	●指定管理者による施設運営 ・れいんぼう川崎	継続実施	事業者選定手続き		譲渡・民設化	事業推進 →
	●指定管理者による施設運営 ※次期実施計画期間中に建替え民設化を予定(建替えまでの間は指定管理者制度を継続) ・柿生学園 ※建替え民設化予定	継続実施			指定管理者制度更新 (期間H33～)	指定管理者更新 →
	●指定管理者による施設運営 ・井田重度障害者等生活施設	継続実施				指定管理者制度更新 (期間H35～) →

⑤ 障害者通所施設(生活介護を提供する施設(一部例外あり))

障害者通所施設については、民間により質の高いサービスが十分に提供されるようになってきたことから、他の施設と合築である「くさぶえの家」「かじがや障害者デイサービスセンター」「御幸日中活動センター」については、現行の指定管理期間が経過した後に、貸付により民設化を図ります。

また、老朽化が著しい等、建替えにメリットがある施設については、老朽化の状況、用地確保の調整を踏まえながら、建替えによる民設化を図ることとし、建替えにより生じる用地を活用しながら、計画的に建替え民設化を進めます。

各地域リハビリテーションセンター内に設置する施設（百合丘日中活動センター、井田日中活動センター）については、行政が関与しながら、地域リハビリテーションセンターとして他の施設も含めた一体的な施設運営を行う必要があるため、指定管理者制度による運営を継続します。

【計画期間の取組】

施設類型	施設名	事業内容・目標					
		平成30（2018） 年度	平成31（2019） 年度	平成32（2020） 年度	平成33（2021） 年度	平成34～平成39 （2022～2027） 年度	
障害者通所施設 【公設】	●指定管理者による施設運営 ・くさぶえの家	継続実施	事業者選定手続き		貸付・民設化	事業推進 ➤	
	●指定管理者による施設運営 ・かじがや障害者デイサービス センター	継続実施	事業者選定手続き		貸付・民設化	事業推進 ➤	
	●指定管理者による施設運営 ・御幸日中活動センター	継続実施	事業者選定手続き		貸付・民設化	事業推進 ➤	
	●指定管理者による施設運営 ・ぶじみ園	継続実施			指定管理者制度更新 （期間H33～）	建替え民設化 （川崎区内の用地を想定） H37以降運営開始予定 ➤	
	●指定管理者による施設運営 ・南部身体障害者福祉会館 （通所事業所）	継続実施			指定管理者制度更新 （期間H33～）	建替え民設化 （川崎区内の用地を想定） H37以降運営開始予定 ➤	
	●指定管理者による施設運営 ・北部身体障害者福祉会館 （通所事業所）	継続実施			指定管理者制度更新 （期間H33～）	建替え民設化 （高津区内の用地を想定） H38以降運営開始予定 ➤	
	●指定管理者による施設運営 ・社会復帰訓練所	継続実施				指定管理者制度更新 （期間H35～） 建替え民設化 （高津区内の用地を想定） H38以降運営開始予定 ➤	
	●指定管理者による施設運営 ・中部身体障害者福祉会館 （通所事業所） ※建替え民設化予定	継続実施	※次期実施計画期間中に建替え民設化を予定（建替えまでの間は指定管理者制度を継続）			指定管理者制度更新 （期間H33～）	指定管理者更新 ➤
	●指定管理者による施設運営 ・多摩川の里身体障害者福 祉会館（通所事業所） ※建替え民設化予定	継続実施	※次期実施計画期間中に建替え民設化を予定（建替えまでの間は指定管理者制度を継続）			指定管理者制度更新 （期間H33～）	指定管理者更新 ➤
	●指定管理者による施設運営 ・百合丘日中活動センター	継続実施				指定管理者制度更新 （期間H35～） ➤	
	●指定管理者による施設運営 ・井田日中活動センター	継続実施			指定管理者制度更新 （期間H33～）	指定管理者更新 ➤	

⑥ 障害者通所施設（就労移行支援、就労継続支援のみ提供する施設）

わーくすについては、民間により質の高いサービスが十分に提供されるようになってきたことから、公設施設から民設の就労支援事業等を実施する施設によるサービス提供に移行させることとし、民間による後継事業所の確保等による調整を進めます。

直営施設については、施設の老朽化が進行してきていることから、中原・大島ともに利用者の通所利便性に配慮したうえで、民間による後継事業所により、現行利用者が継続してサービス利用をできるようにします。

なお、当該の事業所の利用を希望されない場合については、それぞれの希望やニーズに応じた施設に移行できるようにするため、見学や実習、体験利用等もできるよう事業所に協力を要請していきます。

指定管理施設のわーくすについては、当面の間は、現行の施設設備を活用することが可能であることから、原則、現指定管理期間終了後に民設化することにより、現行利用者がサービス利用を継続できるようにしていきます。

ただし、施設全体の老朽化の進行度合いに応じて施設設備を利用することができなくなったり、市内の福祉ニーズの変化によって障害者通所施設以外の機能に転換することが必要となった場合には、施設の運営状況を見極めながら、利用者が他の事業所において継続してサービスを利用することができるよう対応します。

【計画期間の取組】

施設類型	施設名	事業内容・目標				
		平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34～平成39 (2022～2027) 年度
障害者通所施設(就労継続支援等のみ提供する施設)【公設】 公設のわーくすについては、民間事業所による十分なサービス提供がされる状況となっていることから、現行の利用者が他の事業所において継続してサービスを利用できるよう対策を講じたうえで廃止します。	●指定管理者による施設運営 ・わーくす大師	継続実施	事業者選定手続き		譲渡・民設化	事業推進
	●指定管理者による施設運営 ・わーくす川崎	事業者選定手続き	貸付・民設化			事業推進
	●指定管理者による施設運営 ・わーくす高津	継続実施			指定管理者制度更新(期間H33～)	建替え民設化(高津区内の用地を想定) H38以降運営開始予定
	●直営による施設運営 ・わーくす大島	継続実施			事業廃止(利用者の引き継ぎ)の時期等について調整(H33～H34)	
	●直営による施設運営 ・わーくす中原	事業廃止(利用者の引き継ぎ)				

⑦ 障害者グループホーム・福祉ホーム

障害者グループホーム・福祉ホームについては、民間によって質の高いサービスが十分に提供されるようになってきたことから、民設の障害者グループホームによるサービス提供に移行させる等により廃止します。

また、「陽光ホーム」については、施設の老朽化の進行度合いや隣接する体育館・プールのあり方の検討の状況等を踏まえ、廃止の時期等について調整します。

「三田福祉ホーム」については、隣接する「なしの実」の老朽化に伴う建替え用地として活用することとし、それまでの間は指定管理者制度を継続します。

【計画期間の取組】

施設類型	施設名	事業内容・目標				
		平成30（2018） 年度	平成31（2019） 年度	平成32（2020） 年度	平成33（2021） 年度	平成34～平成39 （2022～2027） 年度
障害者グループホーム・福祉ホーム 【公設】 公設の障害者グループホーム・福祉ホームについては、民間事業所による十分なサービス提供がされる状況となっていることから、現行の利用者が他の事業所において継続してサービスを利用できるよう対策を講じたうえで廃止します。	●指定管理者による施設運営 ・陽光ホーム	継続実施	指定管理者制度更新 （期間H31～）	事業廃止（利用者の引き継ぎ）の時期等について調整 →		
	●指定管理者による施設運営 ・三田福祉ホーム	継続実施			指定管理者制度更新 （期間H33～）	事業廃止 （利用者の引き継ぎ） （H37未予定） →

⑧ その他の施設

専門機関として重要な公的な役割を担っている施設、地域支援・調整機能を有する等、施設運営には、市の継続した関与の必要な施設、給付費のみでは運営が困難である以下の施設については、引き続き、公設施設として、指定管理者制度による運営を継続します。

【対象施設】 ★は、*地域リハビリテーションセンター内の施設*

- 障害者地域生活支援センター
 - ★井田地域生活支援センター
 - ★百合丘地域生活支援センター

- 障害児入所施設
 - ・中央療育センター

- 療育センター
 - ・中央療育センター
 - ・南部地域療育センター
 - ・北部地域療育センター

- 身体障害者福社会館
 - ・南体身体障害者福社会館（会館機能）
 - ・中部身体障害者福社会館（会館機能）
 - ・北部身体障害者福社会館（会館機能）
 - ・多摩川の里身体障害者福社会館（会館機能）

- 障害者情報文化センター
 - ・視覚障害者情報文化センター
 - ・聴覚障害者情報文化センター

【計画期間の取組】

施設類型	施設名	事業内容・目標				
		平成30（2018） 年度	平成31（2019） 年度	平成32（2020） 年度	平成33（2021） 年度	平成34～平成39 （2022～2027） 年度
障害者支援施設 【公設】	●指定管理者による施設運営 ・井田重度障害者等 生活施設	継続実施				指定管理者制度更新 （期間H35～） ➔
障害者通所施設 【公設】	●指定管理者による施設運営 ・百合丘日中活動センター	継続実施				指定管理者制度更新 （期間H35～） ➔
	●指定管理者による施設運営 ・井田日中活動センター	継続実施			指定管理者制度更新 （期間H33～）	指定管理者更新 ➔
障害者地域生活支援センター 【公設】	●指定管理者による施設運営 ・井田地域生活支援センター	継続実施			指定管理者制度更新 （期間H33～）	指定管理者更新 ➔
	●指定管理者による施設運営 ・百合丘地域生活支援センター	継続実施				指定管理者制度更新 （期間H35～） ➔
障害児入所施設 【公設】	●指定管理者による施設運営 ・中央療育センター	継続実施			指定管理者制度更新 （期間H33～）	指定管理者更新 ➔
療育センター 【公設】	●指定管理者による施設運営 ・南部地域療育センター	継続実施	指定管理者制度更新 （期間H31～）			指定管理者更新 ➔
	●指定管理者による施設運営 ・中央療育センター	継続実施			指定管理者制度更新 （期間H33～）	指定管理者更新 ➔
	●指定管理者による施設運営 ・北部地域療育センター	継続実施		指定管理者制度更新 （期間H32～）		指定管理者更新 ➔
身体障害者福祉会館 （会館機能）【公設】	●指定管理者による施設運営 ・南部身体障害者福祉会館	継続実施			指定管理者制度更新 （期間H33～）	移転 （場所は未定） H37以降運営開始予定 ➔
	●指定管理者による施設運営 ・中部身体障害者福祉会館	継続実施			指定管理者制度更新 （期間H33～）	指定管理者更新 ➔
	●指定管理者による施設運営 ・北部身体障害者福祉会館	継続実施			指定管理者制度更新 （期間H33～）	移転 （場所は未定） H38以降運営開始予定 ➔
	●指定管理者による施設運営 ・多摩川の里身体障害者福祉会館	継続実施			指定管理者制度更新 （期間H33～）	指定管理者更新 ➔
視覚・聴覚障害者情報文化 センター 【公設】	●指定管理者による施設運営 ・視覚障害者情報文化センター	継続実施			指定管理者制度更新 （期間H33～）	指定管理者更新 ➔
	●指定管理者による施設運営 ・聴覚障害者情報文化センター	継続実施	指定管理者制度更新 （期間H31～）			指定管理者更新 ➔

2. 市有地の活用による再編整備

- 既存施設のうち市有地を活用している場合については、第1次実施計画に基づき移転による建替え整備を行うことで、新たな施設整備や、その他施設の建替え用地として計画的に活用します。
- また、公設施設の建替え等により活用可能となっている市有地の活用や、低未利用地の活用等により、福祉施設再編整備を推進します。

(1) 市営大島住宅福祉施設用地

① 概要

- ア. 住所：川崎区大島4-4-7
- イ. 面積：500.97㎡
- ウ. 用途：第2種住居地域
- エ. 建ぺい率：60%
- オ. 容積率：200%
- カ. 高さ：第3種高度地区、20m制限

② 現状

- ・市営大島住宅の建替えに伴う福祉施設整備用地として位置付けられています。

③ 活用方針

- ・廃止する「わーくす大島」の利用者の受け入れを条件として、近隣に所在する障害者通所施設「かざぐるま」の老朽化に伴う建替え用地として活用します。

(2) 中原老人福祉センター用地(移転後)

① 概要

- ア. 住所：中原区井田3丁目16-2
- イ. 面積：4, 158. 13 m²
- ウ. 用途：第1種中高層住居専用地域
- エ. 建ぺい率：60%
- オ. 容積率：200%
- カ. 高さ：第2種高度地区、15m制限

② 現状

- ・現施設は、日本医科大学武蔵小杉キャンパス再開発計画に併せ平成37(2025)年度を目途に移転を予定しています。

なお、移転後の跡地活用については、具体的な活用方策までは決定していません。

③ 検討方針

- ・移転後の跡地活用については、特別養護老人ホームの整備を基本に、地元の見解を伺いながら検討します。

(3) 障害者通所施設(第1やまぶき、第2やまぶき)用地(移転後)

① 概要

- ア. 住所：高津区子母口373
- イ. 面積：1, 096 m²
- ウ. 用途：第2種住居地域

- エ. 建ぺい率：60%
- オ. 容積率：200%
- カ. 高さ：第3種高度地区、20m制限

② 現状

老朽化している「第1やまぶき」、「第2やまぶき」については、解体して、別途、通所先を確保することとしています。

③ 活用方針

高津区の障害者通所事業所等（延床面積：約1,500㎡）の整備用地として活用します。

- ア. 生活介護 定員40名程度
- イ. 共同生活援助 定員10名程度
- ウ. 短期入所 定員12名程度
- エ. 相談支援
- オ. 日中一時支援（障害児者一時預かり） 定員10名程度
- カ. 生活支援・地域交流事業
- キ. その他併設可能なサービス

3. 民設施設の再編整備

- 民有地に設置されている施設の再編整備については、原則として各施設運営法人において建替え用地等を確保していくこととなることから、実施計画への位置づけは行いませんが、必要に応じて運営法人からの相談に応じることで、円滑な施設更新が図られるよう配慮します。

(1) 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム

各施設の施設運営法人による長寿命化や大規模修繕の取組とともに、建替え等にメリットがある施設については、老朽化の度合い、施設の耐用年数等を考慮したうえで、建替え等に対する支援を行います。

【計画期間の取組】

施設類型	施設名	事業内容・目標				
		平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34～平成39（2022～2027）年度
特別養護老人ホーム【民設】 民設の特別養護老人ホームについては、法人との連携により、施設長寿命化の取組を踏まえながら、老朽化の状況等を勘案し、建替え等における支援を行います。 また、市有地貸与施設については、土地の更新時に、適正な運営が行われているかモニタリングを実施します。	●民間による施設運営 ・45施設 ※平成29年4月1日現在の施設数	事業推進				

施設類型	施設名	事業内容・目標				
		平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34～平成39（2022～2027）年度
養護老人ホーム【民設】 民設の養護老人ホームについては、法人との連携により、施設長寿命化の取組を踏まえながら、老朽化の状況等を勘案し、建替え等における支援を行います。 また、市有地貸与施設については、土地の更新時に、適正な運営が行われているかモニタリングを実施します。	●民間による施設運営 ・すえなが	事業推進				

(2) 障害者支援施設

各施設の施設運営法人による長寿命化や大規模修繕の取り組みとともに、建替え等にメリットがある施設については、老朽化の度合い、施設の耐用年数等を考慮したうえで、建替え等に対する支援を行います。

「授産学園つばき寮」については、昭和56（1981）年の開所から築36年が経過し、施設の老朽化が進行しているため、運営法人からの要望も踏まえつつ、同時期に同じ敷地に建設された「つつじ工房」と併せて、施設の再編整備を検討しています。

また、当該用地は市街化調整区域であり土地利用規制が厳しいことや、比較的大規模な計画であるため、計画調整や行政手続きに相当の期間を見込んでいます。

【計画期間の取組】

施設類型	施設名	事業内容・目標				
		平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34～平成39（2022～2027）年度
障害者支援施設【民設】 民設の障害者支援施設については、法人との連携により、施設長寿命化の取組を踏まえながら、老朽化の状況等を助産し、建替え等における支援を行います。また、市有地貸与施設については、土地の更新時に、適正な運営が行われているかモニタリングを実施します。	●民間による施設運営 ・みずさわ	事業推進				
	●民間による施設運営 ・授産学園つばき寮			事前調査等		事前調査等の内容に基づく取組

(3) 障害者通所施設(生活介護を提供する事業所(一部例外あり))

各施設の施設運営法人による長寿命化や大規模修繕の取組とともに、建替え等にメリットがある施設については、老朽化の度合い、施設の耐用年数等を考慮した上で、建替え等に対する支援を行います。

老朽化している「第1やまぶき」、「第2やまぶき」については、廃止する「久末老人デイサービスセンター」を改修して利用するとともに、現在の場所で自力通所が可能な方などについては、近隣での移転先を別途確保する予定です。

また、「つつじ工房」については、運営法人からの要望も踏まえつつ、「授産学園つばき寮」と同時期に同じ敷地に建設されていますので「授産学園つばき寮」と併せて検討します。

【計画期間の取組】

施設類型	施設名	事業内容・目標				
		平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成33(2021)年度	平成34～平成39(2022～2027)年度
障害者通所施設【民設】 民設の障害者通所施設については、施設の老朽化の状況を踏まえ、法人との連携により、大規模修繕、建替え等における支援を実施します。 また、市有地貸与施設については、土地の更新時に、適正な運営が行われているかモニタリングを実施します。 移転建替えに伴う跡地は、他の福祉施設の建替え用地等として活用します。	●民間による施設運営 ・第1やまぶき	事業推進		移転 (久末老人デイ等跡地活用)	運営開始	事業推進
	●民間による施設運営 ・第2やまぶき	事業推進		移転 (久末老人デイ等跡地活用)	運営開始	事業推進
	●民間による施設運営 ・障害者通所事業所等(高津区)【新規】			募集・設計	整備	H35運営開始予定
	●民間による施設運営 ・かざぐるま	事業推進	設計	移転建替え (市営大島住宅跡地活用)	運営開始	事業推進
	●民間による施設運営 ・つくし	事業推進		解体・設計	現地建替え	H34運営開始予定
	●民間による施設運営 ・すえなが	事業推進				建替え (高津区内の用地を想定) H40以降運営開始予定
	●民間による施設運営 ・なしの実	事業推進				建替え (三田福祉ホーム跡地を想定) H40以降運営開始予定
	●民間による施設運営 ・つつじ工房			事前調査等		事前調査等の内容に基づき取組
	●民間による施設運営 ・上記以外の事業所	事業推進				

(4) 地域生活支援センター

施設運営法人による長寿命化や大規模修繕の取組とともに、建替え等にメリットがある施設については、老朽化の度合い、施設の耐用年数等を考慮した上で、建替え等に対する支援を行います。

【計画期間の取組】

施設類型	施設名	事業内容・目標				
		平成30（2018） 年度	平成31（2019） 年度	平成32（2020） 年度	平成33（2021） 年度	平成34～平成39 （2022～2027） 年度
障害者地域生活支援センター【民設】 民設の障害者地域生活支援センターについては、法人との連携により、施設長寿命化の取組を踏まえながら、老朽化の状況等を勘案し、建替え等における支援を行います。	●民間による施設運営 ・地域生活支援センター アダージオ	事業推進				
	●民間による施設運営 ・地域生活支援センター ホルト・長沢	事業推進				
	●民間による施設運営 ・地域生活支援センター オリオン	事業推進				
	●民間による施設運営 ・地域生活支援センター りつる	事業推進				
	●民間による施設運営 ・地域生活支援センター まんまる	事業推進				

(5) 障害児入所施設、療育センター

施設運営法人による長寿命化や大規模修繕の取組とともに、建替え等にメリットがある施設については、老朽化の度合い、施設の耐用年数等を考慮した上で、建替え等に対する支援を行います。

【計画期間の取組】

施設類型	施設名	事業内容・目標				
		平成30（2018） 年度	平成31（2019） 年度	平成32（2020） 年度	平成33（2021） 年度	平成34～平成39 （2022～2027） 年度
障害児入所施設 【民設】 民設の障害児入所施設については、法人との連携により、施設長寿命化の取組を踏まえながら、老朽化の状況等を勘案し、建替え等における支援を行います。	●民間による施設運営 ・重症児・者福祉医療施設 ソレイユ川崎	事業推進				

施設類型	施設名	事業内容・目標				
		平成30（2018） 年度	平成31（2019） 年度	平成32（2020） 年度	平成33（2021） 年度	平成34～平成39 （2022～2027） 年度
療育センター 【民設】 民設の療育センターについては、施設の老朽化の状況を踏まえ、法人との連携により、施設長寿命化の取組を踏まえながら、老朽化の状況等を勘案し、建替え等における支援を行います。	●民間による施設運営 ・西部地域療育センター	事業推進				

4. 再編整備後の施設類型別の施設数

(1) 市有地貸与の対象

公設施設は、建替え民設化、譲渡・貸付又は指定管理者制度を継続し、民設施設は建替え時の支援を実施します。

			特別養護 老人ホーム	養護 老人ホーム	障害者 支援施設	障害者 通所施設 (生活介護等)	障害者 地域生活支援 センター	障害児 入所施設	療育センター	身体障害者 福祉会館 (会館機能)	視覚・聴覚 障害者情報 文化センター	合 計
公設	市有地	民設化等	8	0	2	9	0	0	0	0	0	19
		指定管理継続	0	1	1	2	2	1	3	4	2	16
民設	民有地	建て替え支援	20	1	2	33	1	1	1	0	0	59
			25	0	0	16	4	0	0	0	0	45
合 計			53	2	5	60	7	2	4	4	2	139

(2) 市有地貸与の対象外

公設施設は民設に移行し、民設施設の建替えは、事業者による対応とします。

			老人デイ サービス センター	障害者 通所施設 (就労継続等)	障害者グループ ホーム・ 福祉ホーム	合 計
公設	市有地	民設化等	4	5	2	11
		指定管理継続	0	0	0	0
民設	民有地	建て替え支援	292	40	260	592
合 計			296	45	262	603

5. 進行管理

- 第1次実施計画については、関連する計画等の進行管理に併せ必要な検証を行います。

なお、計画期間中においても、社会情勢の変化や、高齢者・障害児者に関する制度改正等の状況により、必要に応じ見直しを行う等、本市の高齢者・障害児者福祉施設の再編整備を着実に推進します。



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

川崎市高齢者・障害児者福祉施設
再編整備基本計画・第1次実施計画

平成30（2018）年3月

【お問い合わせ先】

- 【計画全般に関すること】 健康福祉局総務部企画課
TEL:044-200-2630 FAX:044-200-3926
E-mail:40kikaku@city.kawasaki.jp
- 【施設整備全般に関すること】 健康福祉局総務部施設課
TEL:044-200-0466 FAX:044-200-3926
E-mail:40sisetu@city.kawasaki.jp
- 【高齢者福祉施設全般に関すること】 健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課
TEL:044-200-2454 FAX:044-200-3926
E-mail:40kosui@city.kawasaki.jp
- 【老人デイサービスセンター(さいわい・多摩)に関すること】 健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課
TEL:044-200-2651 FAX:044-200-3926
E-mail:40zaitku@city.kawasaki.jp
- 【障害者福祉施設全般に関すること】 健康福祉局障害保健福祉部障害計画課
TEL:044-200-2654 FAX:044-200-3932
E-mail:40syokei@city.kawasaki.jp
- 【身体障害者福祉会館・三田福祉ホームに関すること】 健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課
TEL:044-200-2676 FAX:044-200-3932
E-mail:40syogai@city.kawasaki.jp
- 【わーくす(大島・中原)に関すること】 健康福祉局障害保健福祉部障害者雇用・就労推進課
TEL:044-200-2457 FAX:044-200-3932
E-mail:40syosyu@city.kawasaki.jp